

令和7年第2回大衡村議会定例会会議録 第1号

---

令和7年6月3日（火曜日） 午前10時開会

---

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	鹿野 浩
教 育 長	丸田 浩之	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	後藤 広之	企 画 財 政 課 長	渡邊 愛
住 民 生 活 課 長	森田祐美子	税 務 課 長	早坂紀美江
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長 補 佐	鈴木 智義
都 市 建 設 課 長	浅野 宏明	学 校 教 育 課 長	佐野 克彦
社 会 教 育 課 長	堀籠緋沙子	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	堀籠 淳	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長 亀谷 明美      次長 小原 昭子      主任 佐々木涼太郎

---

議事日程（第1号）

令和7年6月3日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

---

---

午前10時00分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和7年第2回大衡村議会定例会を開会いたします。

ここで皆さんに議長より申し上げます。現在、クールビズ施行中でありますので、暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。執行部におかれましても、そのようお願いいたします。

これより諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は配付のとおりです。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番山本信悟君、2番早坂美華さんを指名いたします。

---

---

日程第2 会期の決定

議長（高橋浩之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より6月4日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月4日までの2日間と決定いたしました。

ここで村長に、招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

本日ここに、令和7年第2回大衡村議会定例会を招集しましたところ、議員皆様におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ここに、招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、デマンド型交通の関係であります、これまで試行的に運行してまいりましたデマンド型交通について、4月1日から「のらいん」という愛称のもと、本格運行を開始いたしました。

「のらいん」は、AIを活用したシステムを導入し、予約方法もこれまでの電話予約に加え、パソコンやスマートフォンを活用した予約も可能になったこと、また、これまでの時刻表を廃止し、好きな時間に使えるようになったことなど、利便性が高まったことなどが要因となり、運行開始後、最初の1か月間では、乗車人数で前年度と比較し138%となり、着実に村民の皆様の生活を支える足として定着しつつあります。今後とも安全運行を第一に、利便性の高いサービスを提供してまいります。

次に、交通安全の関係であります、4月6日から10日間にわたり春の交通安全県民総ぐるみ運動が、大和警察署をはじめ関係機関並びに議員各位のご協力をいただきながら実施されました。

今年は、地域貢献活動の一環として、トヨタ自動車東日本のハンドボールチーム「レガロッソ宮城」の選手やチーム関係者が地域の皆様と一緒に街頭活動に参加いただき、新たな交通安全運動が展開されたところです。

一方、交通安全母の会については、長年、各地区女性会員の皆さんが中心となり、昭和60年8月発足以来、地域ぐるみで交通安全運動にご尽力いただいたところでしたが、役員をはじめとした成り手不足等を背景に、会の存続が困難となっていたことから、4月19日開催の総会をもって解散いたしました。これまでご尽力いただきました歴代会員の皆様には衷心より敬意と感謝を申し上げる次第であります。村といたしましては、交通安全母の会は解散となりましたが、引き続き大和警察署をはじめ関係機関と連携を図りながら交通安全活動を推進してまいります。

次に、消防関係であります、大衡村消防団の消防演習が6月8日に開催されます。これまで約3週間にわたる操法訓練の成果が披露されますので、議員皆様の激励をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、協定締結の関係であります、来る6月11日、宮城県飲食業経営審議会との間で、災害時の炊き出し支援等に関する包括連携協定の締結を予定しております。

これは、地域における新たな災害レジリエンスの在り方を創出することを目的に、東北経済産業局や宮城県内の飲食業等の皆様から成る宮城県飲食業経営審議会と連携し、炊き出しネットワークアプリ等の開発等に取り組んできたもので、県内飲食店の支援をいただきながら、本村の災害対応の拡充を図ってまいります。

最後に、村政座談会の関係ですが、今年度は各地区や各団体からの希望に応じる形で開催させていただく予定としております。各地区や団体からは、希望する意見交換のテーマを添えてお申込みをいただき、その内容を中心に地域の皆さんと意見交換をさせていただくことで、実りある座談会とさせていただければと考えているものです。

以上、報告申し上げましたが、本定例会に提案いたしました案件は16件であります。

同意第2号は、大衡村農業委員1名の任命について、同意を求めるものであります。

同意第3号及び第4号、第5号は、大衡村固定資産評価審査委員会委員について、同意を求めるものであります。

承認第1号から第4号までは、専決処分の承認を求めるものであります。

承認第1号は、令和6年度一般会計予算から1,803万5,000円を減額するもので、歳入の主なものは、地方贈与税、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方交付税及び寄附金の増額と国庫支出金、村債及び繰入金の減額など、歳出は、総務費及び予備費の増額と民生費、衛生費、土木費及び災害復旧費の減額などであり、

承認第2号は、令和6年度国民健康保険事業勘定特別会計予算から501万7,000円を減額するもので、歳入は県支出金の減額、歳出は諸支出金及び予備費の増額と保険給付費の減額であります。

承認第3号は、令和6年度介護保険事業勘定特別会計予算から128万8,000円を減額するもので、歳入は繰入金の増額と国庫支出金及び諸収入の減額、歳出は予備費の増額と総務費、保険給付費、地域支援事業費の減額であります。

承認第4号は、令和7年度一般会計予算の専決補正で、歳出の教育費において76万1,000円を増額し、同額を予備費で減額するものであります。

議案第29号は、一般会計予算に2,212万3,000円を追加するもので、歳入は国・県支出金、諸収入及び村債の増額、歳出は総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費及び教育費の増額、並びに予備費の減額であります。

議案第30号は、国民健康保険事業勘定特別会計予算に3万3,000円を追加するもので、

歳入は県支出金の増額、歳出は総務費及び保険事業費の増額と予備費の減額であります。

議案第31号は、後期高齢者医療特別会計予算から45万円を追加するもので、歳入は繰入金の増額、歳出は総務費の増額であります。

議案第32号は、下水道事業会計予算の収益的収入及び支出に36万2,000円を追加するもので、収入は営業外収益の増額、支出は営業費用の増額であります。

報告第1号及び第2号は、専決処分の報告を行うものであります。

報告第1号は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大衡村税条例等の一部を改正したものであります。

報告第2号は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

報告第3号は、一般会計の繰越明費繰越計算書で、5事業を繰越したものであります。

報告第4号は、下水道事業会計予算の繰越計算書で、1事業を繰越したものであります。

以上、同意4件、承認4件、議案4件、報告4件、合わせて16件をご提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 日程第3 一般質問

議長（高橋浩之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順位1番、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） それでは、通告順位1番目、鈴木和信。一問一答方式をお願いいたします。

1件目、村の田んぼをどう守るのかということで、質問させていただきます。

大衡村の農業を担うものは61経営体で、約500ヘクタールを耕作しているということですが、大規模な経営体では70ヘクタールまたは55ヘクタールと、大きく経営をしておるようでございます。

地域に残す田んぼ面積は、大衡村は大体1,000ヘクタールとお聞きをしておりますが、

全て区画が小さく点在しているというようなこともございまして、担い手経営体に集約できる状況ではとてもなく、大規模に経営をするにも限界があると思います。

そこで、大型機械・農業法人などに農業が大きく変化をする中、大衡の水田農業をどのように考えているのか、村長の考えをお伺いしたいと思います。

1 番目は、現在の圃場整備事業の農家負担はどのぐらいになっているのか。

2 番目としましては、農業法人・生産組織の実態と村としての担い手支援はどのようなことを考えているのか。

また、3 番目としましては、国・県等による大型農業機械の導入補助はあるのか。

4 番目としましては、村営の農業機械のリース事業で担い手の設備投資の支援をできないものかということでございます。

2 件目は、高齢者の健康増進への取組についてでございます。

大衡村の人口の3人に1人は65歳以上の高齢者です。介護を受けたり寝たきりになったりしないで、笑顔で生き生きと日常生活を送るための日本一の支援体制を、子育て支援と同様に実施してはどうか、村長のお考えをお伺いします。

初めに、健康診断結果の有所見率並びに要支援・要介護認定数についてお伺いします。

2 番目としまして、地区集会所を核とした健康・料理教室・お茶っこ会を実施してはどうか。

3 番目としましては、地区集会所までのデマンド交通の利用はできないのか。

4 番目は、村の補助事業の高齢者への健康増進や生きがいをづくりの補助金3万円ほど出ておりますが、茶菓代等が対象外となっておりますが、お茶っこ会ではやはり飲み食いも必要でございますので、そのようなものの補助対象にはできないのかどうかということについてお伺いをします。

最後の5 番目ですが、村として健康寿命の延伸活動をどのようにしていくのか。

以上、質問をいたします。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） それでは、鈴木和信議員の1 件目、村の田んぼをどう守るのかとの一般質問にお答えをいたします。

まず、1 点目の低コスト圃場整備事業の農家負担はとのご質問ですが、圃場整備に係る補助事業は、農用地造成、区画整理、暗渠排水、用排水路整備、農道整備などの通常の国や県の補助事業では20ヘクタール以上の面積要件などがあり、農家負担は事業費の

12.5%となっております。

ご質問の低コストによる圃場整備に係る補助事業であります。面積要件は同様ですが、最低限の整備にとどめる簡易施工により、通常の圃場整備事業の6割から8割程度の事業費で施工されるもので、農家1戸当たりの負担割合は同じく12.5%です。

宮城県の資料によりますと、事業の内容や地域条件、農家戸数によって異なりますが、事業費はおおむね10アール当たり350万円程度とあることから、農家負担は43万7,000円程度となります。

また、農業経営基盤強化促進法に基づき、今年3月に策定しました「地域計画」に位置づけられた担い手集積が図られた場合は、さらに負担の軽減が図られる仕組みとなっております。

次に、2点目の農業法人・生産組織の実態と村としての担い手支援はとのご質問ですが、村には現在、農業法人及び2つの集落営農組織、その他農作業受託班などが活動しており、水田の受託耕作、米や転作作物の生産などを展開しております。

これらの担い手を対象に、村では主に4つの支援を行っております。

1つ目は、地域水田農業推進協議会を通じた交付金事業、2つ目は、基盤整備、維持補修に要する費用や新規就農者を雇用した場合の費用の一部を助成する農業環境整備支援補助事業、3つ目は、認定農業者に対する育成研修の実施、計画作成や各種補助金申請の支援、4つ目として、新たに就農を希望する方への相談支援です。

今後とも引き続き、地域に根差した法人・組織が持続的に農業を担えるよう、様々な支援を進めてまいります。

次に、3点目の国・県等による大型農業機械の導入補助はあるかのご質問ですが、国・県では3つの支援事業を通じて、大型農業機械の導入に対する補助を実施しています。

1つ目は、農地利用効率化等支援交付金事業、2つ目は、担い手確保経営強化支援事業、3つ目は、市町村振興総合補助金事業、これらはいずれも条件や補助率、上限が定められており、「地域計画」等との整合が求められます。村といたしましても、これらの事業の活用を促し、導入支援に努めてまいります。

次に、4つ目の村営農業機械のリース事業で、担い手の設備投資の支援をとのご質問ですが、農業機械の初期投資負担を軽減する仕組みも担い手支援の一つと認識しております。

村といたしましては、今後とも地域の担い手や農業法人等の意見も伺いながら、現状の把握により一層努め、未来に向けて持続可能な農業を目指してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の高齢者の健康増進への取組はとのご質問にお答えをいたします。

高齢者への取組としては、基本健診や各種のがん検診をはじめ、健康教室や運動教室、健康ポイント事業、一般介護予防事業のいきいきサロン、脳トレ学習教室、介護予防リハビリ指導、総合事業のはつらつ塾、元気アップ教室、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、後期高齢者受診勧奨事業、高齢者フレイル予防事業を定期的に開催するなど、健康づくりへの意識づけや介護予防事業を実施しているところであります。

また、高齢者が元気で生きがいある生活を送ることができるよう、助成制度や補助金として、タクシー利用券や健康増進活動事業等補助金、シルバー人材センターや老人クラブ等各種団体への補助金をそれぞれの目的に沿って交付している状況であります。

1点目の健康診断結果の有所見率及び要介護・要支援認定者数はとのご質問ですが、令和6年度集団健診における特定健診の血液検査での有所見率は約20%となっており、後期高齢者健診では約24%となっております。

令和6年度末の要介護認定者数は225名、要支援認定者数は96名であります。

2点目の地区集会所を核とした健康・料理教室・お茶っこ会を実施してはどうかとのご質問ですが、健康教室はコロナ禍前は各地区持ち回りで開催した実績がありますが、各地区での開催は参加者も少ないため、近年は健康教室や料理教室を福祉センターや平林会館等で実施しております。

お茶っこ会であります。令和5年度からボランティア友の会やささえあい隊を中心に自主的に開催しております。全ての行政区で開催の実績を確認しております。その他、昨年度からは一体的事業のモデル地区として、衡上地区で集いの場を定期的に開催しており、今年度は衡中東地区も同様に実施するなど、徐々にその輪が広がっている状況であります。

3点目の地区集会所までデマンド交通の利用はできないかとのご質問ですが、令和7年4月からは本格運行となり、全地区の集会所が目的地として設定されておりますので、利用は可能となっているところでございます。

4点目の村の補助事業は茶菓代が対象外であり、お茶っこ会もできないのではとのご質問ですが、健康増進活動事業等補助金の目的は、高齢者の健康増進及び生きが

いづくり事業を年間を通じて行っている団体に対して、運動習慣の増加や介護予防、食育の推進等につながる活動に要した経費を補助するものであり、料理教室等における賄い材料代は補助対象となりますが、茶菓代などの費用は対象となっておりませんので、ご理解願います。

5点目の村としての健康寿命の延伸活動をどのようにしていくのかとのご質問ですが、村の健康寿命については、人口が少ないため参考データとなっておりますが、令和元年男性は79.5歳、女性は82.83歳で、統計が発表されている最新の令和4年度の男性では79.97歳、女性は83.72歳といずれも伸びている状況であります。

また、要介護・要支援の認定率は、介護保険計画第6期平均で23.3%、第7期平均で19.5%、令和7年3月末現在で19.1%と減少しており、65歳以上の介護保険1号被保険者数は、令和7年3月末現在で1,680人、令和12年は1,612人と減少していく推計値となっております。

健康寿命や介護認定率等の数値的にはよい傾向にありますので、冒頭で述べました様々な事業を当面は継続したいと考えております。今後も高齢者の福祉計画と介護保険事業計画を3年周期で作成する中で、様々な高齢者の情報を数値化し、事業の点検と課題を整理しながら事業の展開を考えてまいります。

以上、答弁といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 大変ありがとうございました。

村の田んぼをどう守るかということについて、まずご質問をさせていただきますが、大衡村の水田の整備率というのは、村長、大衡村は何パーセントかご存じでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 担当課から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長補佐。

産業振興課長補佐（鈴木智義君） 整備率につきましては、すみません、ちょっと今手持ちに書類がありませんでした。申し訳ありません。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 大衡村の水田整備率、宮城県で大衡村はナンバーワンでございます、後ろからですが。119ヘクタールで10%でございます。

大郷は69%、大和町は76%で、「何だ大衡村は圃場整備しているんでないの」という

ふうに思うかもしれませんが、県のほうで捉えているのは、20アール区画がそういうことをごさいますして、あとの大規模につきましては50アール、1枚の田んぼですよ、50アール区画のものがそういうふうな形で、50アール以上の区画は大衡村ではゼロでございます。

そういうことからして、圃場整備をすると面積が大きく、1枚の田んぼが大きくなるだけでなく、そこが結果的には頼んだり請負をした場合についても、コストが非常に安くできるということですから、今後、やはりそういうふうなことについて、田んぼを守るといったときは、そういうふうなことも必要になるのかなというふうなこともございまして、その辺についてもよく検討していただきたいなと思います。

大衡村の場合、農家負担が、先ほどのお話では「12.5%が農家負担です」と言いましたけれども、国・県・市町村の負担が何ぼで、農家の負担が12.5%なのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 担当課から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長補佐。

産業振興課長補佐（鈴木智義君） 国のほうの補助率が50%、県の補助率が27.5%、市町村が10%、農家負担が12.5%というのが、いわゆる農業競争力強化農地整備事業の基本的な割合となっております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） それ以外に、例えばいろんな農地集積とか担い手に集積をすると、結果的には農家負担が減るといふような形になっていると思いますけれども、その辺はご存じですか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長補佐。

産業振興課長補佐（鈴木智義君） 今お話あったとおり、基本的な農家負担につきましては12.5%というものがございましてけれども、いわゆる地域計画のうち、目標地図に位置づけられた担い手に集積した割合、いわゆる中心経営体の集積率が55%から85%以内の割合で、それぞれ5.5%から8.5%、それぞれ助成が受けられるというものがあまして、さらにその経営農地の面積の80%以上を集約しますと、さらに4%の上乗せがあるということになりますので、そういったいわゆるその集積率が上がれば上がるほど農家負担が減るといふような仕組みになっているものでございまして。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まさに12.5%が今農家負担だと言っていますけれども、今お話しのとおり、地域計画に基づいてやった場合に、8%とか4%とかということになると、基本的には農家負担がほぼゼロにもなるというふうなことだと思います。

だから、そういうことを踏まえて、先ほど農家負担が十二、何ぼで、三百何ぼもかかると四十何万円負担ですよという、誰も圃場整備して40万円も出してやるということとはなかなか考えられないと思いますけれども、今のよう集積を図ることによって、1%なり5%なりになるんだよということになれば、300万円の1%だったら非常に安い金ですよ。

だから、そういうふうな形で、これからやれない人については、担い手の方々をお願いをしなきゃいけないというふうなことが出てくるわけですから、そういうことをよく踏まえて、ご説明を農家の人にしていただくと、もう少し圃場整備しようかというふうなことにもなるかと思いますが、推進をする側では、何かそんなにかかったら誰もしたいと思わないような推進ではなくて、誰もがこれから農地を何とか維持しなきゃいけないと言っても維持できない状況ですから、その辺をよく考えて農家の負担が少なくやってみませんかというような形で持っていただければ、非常に農家のほうについても圃場整備に対しての取組ができると思います。

今、大衡村の田んぼは、最終的には極端な話をすれば、もう昭和の40年代あたりまでの圃場整備ですから、1反歩とか2反歩ぐらいしかないとはいえませんが、土側溝とか何かで水も考えなきゃいけないですけども、今の田んぼはもう家庭と同じで、水道の蛇口と同じで田んぼに水が入ったり、田んぼから水抜くのも暗渠だし、極端な話をすれば水口施用とかということで、除草剤から何か振るのもそうです。1反歩の田んぼを10枚作ると、1町歩の田んぼ1枚でやった場合は、畦畔の刈草についても非常に少なくなるわけですから、ぜひその辺も考慮してやっていただきたいと思います。

また、担い手の農家ですね。今、農業機械、非常に高いものですから、コンバイン買ってもトラクター買っても1,000万円以上になるわけです。先ほどの村長の答弁では、そういう機械を買うのにも補助を実施しておりますと、3つぐらい事業名を挙げていただきましたが、一番補助率の高い、例えばトラクターを買って、大型のトラクター買うといった場合の補助率は幾らぐらいになっているのかお伺いをします。簡単で結構です。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長補佐。

産業振興課長補佐（鈴木智義君） それぞれちょっと事業によっていろいろ変わるところあり

ますけれども、補助率が高いものですと2分の1の補助というものがございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まさに2分の1というふうなことから、1,000万円ですと500万円の補助というふうなことになろうかと思えますけれども、それでもなかなか今の米価の水準からいくと、なかなか利益が上がるまでにはいきませんので大変だろうと思えますけれども、それも要件はあると思えますから、先ほどの圃場整備と同じような形で、一番得をする形で担い手の方々にご提示をして、ぜひ要件に合えばそういうふうにしていただきたいんですけれども、なかなか要件に合わないという場合もたくさんあるかと思えますので、私はできればここに書いてあるとおり、村営の農業機械リースというふうなものをしていただくとうよろしいのではないかというお話をしましたけれども、村長の答弁の中にはそういうふうなことについては、持続経営可能ということでリースにはまるっきり触れていないんですけれども、そういうふうなリース事業を村営でやってみるというのも必要というか、一つの手段ではないかと思えます。

お金うんとかかるんですかというふうなことを考えれば、私はそんなにかからないと思えます。なぜかという、1,000万円の機械、トラクターを仮にやった場合、それは耐用年数、仮に8割とみて8年間もつということになれば、1,000万円の機械だとすれば1年間100万円というふうなことになりますから、そういうふうな形でリース料をして、それを8年間貸して、8年過ぎたら農家におあげするというふうな、普通ですと再リースとか、リースですからあげるといって罷免されますけれども、行政の場合は罷免ございませんので、そういうふうないい面もたくさんあるので、ぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、村長、別にやれと言っていないけれども、そういうふうな考え、要するに農家の設備投資を抑える一つの一環としては私は非常にいいと思うんですけれども、村長はどのように考えますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 鈴木議員から農業機械のリース事業というお話がございましたけれども、リースという、やはりリースということはお金を頂かなきゃいけないわけですね、年間幾らというお金を。そうすると、それを徴収する仕組みが必要になってくる形となります。そうしますと、事務的な経費もまたかかるようなことになってきます。その事務経費の負担増とか、あと徴収管理について、公平性とか不公平、また継続性、そういうものが本当に確保できるものなのか、それぞれリースにしますと、最初に誰が使う

か、初めに手を挙げた人が早く使えるだとか、後からいつになるか分からないとか、機械が調子悪くなったときにはそのメンテナンスのためにまた遅れるとか、そういうような順番だとか様々な部分もそこが難しくなっている部分と、やはり農業者の設備の導入を支援するために、村としては利子補給型の支援制度を設けておりますので、そういう部分で金融機関を通じて機械導入に係る負担軽減を図っておるといふところありますので、その部分を利用していただきたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） リースのメリットというのは非常にあるわけですが、利子補給とか何かとまるっきり違うわけですから、ぜひもう少し検討していただきたいと思います。県のほうでもそういうふうなのをやっている事例というのは、今はないですけど前はありましたので、国でも多分事業化になっている分もありますので、そういうふうなことからしてぜひ、私、前の一般質問で公設民営というふうなことでお話ししたのでちょっと回答が別なほうにいつてしまったのであれだったんですけども、今回はぜひこのリースというふうなものについては、今後、非常にいいと思いますし、万が一途中でリタイアした場合につきましては、大型機械ですからほかの経営体にそれを移行するというふうなことも可能ですし、また、最終的にはお支払い終われば自分のものとして使えるわけですし、また、一般的にはリースといったからって、建設機械と違って、今日は誰に貸して、明日は誰に貸すというようなことではなくて、最初からその方、経営体大きいですから、その人に1年間貸付けをするというような、そういう形でやっていく方式でございまして、また、そういうふうなこともぜひ検討していただきたいと思うんです。駄目だとか、できないとかというふうなことでなくて、村民が困っているわけ、経営体が困っているわけですから、そういうふうなことをしていただいて、できるかできないかということで、もしかなうのであればやっていただく。大したお金はかからないというお話したの、買ったときはかかりますけれども、最終的にはリース料として経営体のほうからリース料を頂くわけですから、下手をすると8年間やったときは満額返ってくる計算にもなるわけでございますので、そういうふうな形になれば最初の設備投資とか何かもないし、新しい新規就農する農家の方についても、そういうふうなメリットにもなるということで、大衡のこの優良な農地1,000ヘクタールが地域計画の中で残したい田んぼということで、図面、私も見させていただきましたが、これで約1,000ヘクタールぐらいあるなど。改田とか何かについては、ちょっと対象にはできないかもしれません

けれども、大型機械ですから、ぜひ圃場整備とかそういうようなものを合わせて、より一層担い手に集積・集約をするような形で田んぼを守っていただくというふうなことが、先祖伝来の農地ですから荒らしておくことはなかなか私たち後継者といいますか、うちを守る者としても心が引けますので、ぜひそういう形で、できる方向といいますか、よくなる方向を検討していただいて、狼少年ではないんですけれども、そういうふうなので何ぼかかるよという、みんなびびってしまって何もできなくなりますので、ぜひこういうことでやってはいかがですかというような前向きに農家の方々と接していただいて、ぜひ田んぼを守ることを考えていただきたいと思います。

特に村長は、農工併進でずっと大衡村やってきましたので、工場についてはほぼ計画どおりいっていると思いますけれども、農業についてはちょっと落ちていると私は思うんですけれども、村長の考えはどうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 最初に鈴木議員が12.5%、20ヘクタール当たり農家の負担は12.5%、私の答弁のとき言って、その後、いろいろな農家の負担軽減策として取られていて、ほぼ、そんなにそんなに、そんなにというか、85%以上ですと助成割合が8.5%、集約化の加算が4%ということで、ほぼゼロに近い状況だ、また55%から65%ですと、助成の割合が5.5%で、集約化の加算が1%で、6.5%になれば大体半分というような形になるわけでございます。

やはりこれから地域計画、昨年度から始まりまして、約1年になって、いろいろな色付け、先ほど地図を見せていただいたという議員のお答えもありましたけれども、そのところでいろいろなご意見をいただいたところでございます。各地区からやはり自分の土地、自分の今の田んぼ、そういうものを集約化することに対する、自分がまだできている、仕事としてあと5年、10年は今のところできているという方については、なかなか大きく10ヘクタールや10町歩だとか20町歩なんていう大きいような、そういうようなことになっていくということは、村としてはなかなか今のところ難しいというのが現状だということをとにかく理解していただきたいと思ってございます。

一番大きなところで、先ほど鈴木議員が言ったところでは、70ヘクタールとか、50ヘクタールの大農家さんがいるというお話もありましたけれども、現在、一番大きい方で多分100ヘクタールちょっと超えた方もいらっしゃると思います。その方も、やはり自分たちでいろいろなこの県・国、そして村の補助金を使っていただきながら、畦畔を自

分で重機を借りたり、あと自分のあるものでそこを取ることによって大きくして集約化していただいているところでございます。そういう方々も、やはり一人一人、自分の農業に対する思いの中で家族経営、また家族から様々な就業というか、人を雇ってそういうような形で頑張っているところでもありますので、大きな農家様も含め、いろいろと村の助成ができることは、これからも大きくできることについてはやっていきたいと思えますし、様々皆さんの意見を通して対応してまいりたい、そのところを村としての農業支援の在り方という部分で、まだまだ今からやっていかなきゃいけないことが多々ありますので、そういうところを集積しながら、これからいい方向に向かうように支援をしてまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まさに今、村長がおっしゃるとおりでございますして、そのような形で大衡の農業、またはその農地につきまして、そういうような形でやっていただければよろしいかなと思います。

また、私も県のほうに行って調べてまいりましたときに、こういうようないろんなパンフレットとか何かも、これは県のホームページにも載っております。その中で、やっぱりいろいろ見てよく分からないのは、やはり農地耕作条件改善事業とか、何かといえばソフト上乘せですよ。今、地域計画というお話で上乘せありますけれども、県のほうでもそういうような上乘せたくさんございます。やはりそういうふうなものを乗せると12.5%からさらに落ちるということで、今、地域計画のほうも村としても一生懸命やっていますから、そちらのほうのソフト上乘せ事業があればそれでいいと思いますけれども、そういうふうなものも踏まえて、ぜひいつかは、この10アール区画の田んぼでいつまでもずっとというわけにはいきませんので、大区画にすることも畦畔を取っ払って村で補助してやっているということも非常にいいことだと思います。それで大きくなって、だけれども全部なればそれは本当いいわけですよ。さらによくなりますから、それが最終的には到達するのは圃場整備になるのかなというふうに思いますので、一層その辺やはりもう少し考えていただいて、ぜひ農家の人の支えになるようお願いしたいと思います。

今、農家は、昔から何か人の話では、生かさず殺さずというような表現をする方もおりますが、まさにそのとおりであるかなと私も思います。これからはやっぱり儲からなければ後継者育ちませんので、ぜひ儲かるためにもそういうような条件整備というのは

必要でございますので、今後よろしくお願いをしたいと思います。

次に、2問目でございます。

高齢者の健康増進への取組ということでお話をさせていただきます。

先ほど村長が健康寿命の何歳とお話しましたけれども、これは健康寿命というふうに理解をしてよろしいんですかね。それとも、生命の寿命なのか、その辺、これは健康寿命の話でよろしいんですか、村長、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） これは健康寿命ではなくて、（「平均寿命」の声あり）平均寿命というところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今、平均寿命のお話で、まさに天井見て生きていても平均寿命ですから、それも人生でございますけれども、健康でというのは、やはりいろいろ先ほどのようなお茶っこ飲んだり、いろんなスポーツしたりなんだりというのも非常にそうやって長生きをしていくというのも健康増進には欠かせないことだと思います。

それで、そういうふうなことからすると、私は集落にはそれぞれ集会所というのがありますから、その辺でうまくやっていただければというふうに思うんですけども、実際的には人が集まらないというふうなことで、それが広域化というか、コミュニティーを対象にした形でやっているということで、いきいきサロンなんかも昔は各地区ごとにやっていましたけれども、それが今は何地区が併せてやっているということですけども。

そういうことからすると、やはり今、どんどん歩けなくなっている高齢者の方が非常に多いものですから、やはり集会所、せっかく村で造っていただいている集会所を中心にしてやったらどうかなど。

各地区にも老人会というのがあると思います。そういうふうな老人会が、そういう集会所に集まって、いろいろお茶を飲んだり、料理教室したりすればもっともったいいのにな。

今、昔のように隣の家が高齢者がお茶を飲みに行くということではできそうでできないような状況ですから、やはり集会所に集まって、いろんな情報を交換したり、いろんな話をしたりなんだりするというのは非常にいいことだと思いますが、村長はそういうふうな集会所を核として高齢者が集まって話をしたり、いろんなことをするというに

ついてどのように思いますか。お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 集会所、各14行政区、一つ一つあるわけでございます。ほかの自治体を見ますと、集会所、ほかの自治体と比べることがいいかどうか分かりませんが、ほかの自治体に比べますと、やはり駐車場、また建物、そういう部分、設備、そういうものは引けを取らないのではないかなと思っているところでございます。

その集会所を生かす取組、コロナ禍によってほぼ集会所を使われない状況が5年ぐらありました。その後、やはり地域の支え合い隊というような方々が、元気なお年寄りの方々、またそれに若い方々もプラスした形でささえあい隊という、何ていうんでしょう、一つのチームというか、そういうものがありまして、様々な地域で、あと自分の地域のところとかを回りながら、今お茶っこ会というのをさせていただいているところでございます。

その方々には、本当に頭が下がる思いですし、実を言いますと、大瓜下結構回数が多くございます。そのときには、民生委員の方々やボランティア友の会の方々、そして区長さんも一緒にそのときに入ってやっていただいているところでございます。

そういう取組が、各地区にこれからいい取組をやっていることを、何ていうんでしょう、移っていくというような、いい取組を循環させるような形で、今後、14地区がそのような形になればいいんですけれども、何せ今65歳までは働かなければならない、年金は65歳からもらわなければならぬ、また、へたしますと70歳まで働かなければならないというような今の現状を考えますと、なかなかお茶っこ会といって一生懸命やったださる方々の数が少ないという現状もありますので、ぜひ鈴木議員もそういうような形の先頭役としてこれからなっただけであれば、もっともっと村の活性化が図られるのではないかと思いますので、どうぞいろいろよろしくお願ひしたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まさにそういう形で、地区集会所を核とした高齢者の方に集まっていたいろいろなやるということは、私は非常にいいことだと思いますので、先頭切ってやれということですから、先頭を切ってやりたい気持ちはたくさんございますので、その際にはよろしくご指導をお願いしたいと思います。

また、先ほどお茶っこ会でお茶菓子と申しますか、飲物とかそういうふうなものにつ

いては、大衡村単独の事業でも補助対象外だと言っていますけれども、何で対象外なのかお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、お茶菓子というのが本当にいいかどうか、一度考えなきゃいけないところもある。大衡村、結構肥満も多いです。そういうところを考えますと、みんなで集まってお話をする、そういうことに重視するのも一つだと思いますし、全然それが悪いというわけではないんですけども、自分たちの中で漬物を作ったとか、煮物を作っただとか、畑にある野菜をお浸しにして持ってきたとか、そういうものは全然いいと思うんですけども、お茶菓子ということが本当に村として、茶菓子代やるから来てほしいというのはちょっと違うのではないかなということで、村の健康寿命を延ばすためにもカロリー制限、そういうものも必要ですので、そういうことも考えながら、けれども、その中でもボランティア友の会とかそういう中には、30万円の補助金を出していて、その中からは茶菓子代として買うときもあるらしいと聞き及んでおりますので、そういう中で、村として堂々と茶菓子代だからという形でやるということはすぐわないのではないかなということで、そのような考えに至っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 高齢者は集まってお話をするという事は、最終的には口を動かすわけですから、そうすると、あごの口の運動にもなるわけですよ。しゃべれば呼吸もやるわけですから、最終的には呼吸器官の健康増進にもつながるんですよ。

国は、健康増進法なり、食品標準法もありますけれども、最終的には特別用途食品、栄養機能食品、機能性表示食品とか3つぐらいありますよね。

それは、例えばビタミンとか何か入っていると、何かですよ。今、飲物だって特保って、こんな格好したマークついているのを見たことございませんか。村長だってそういうのを買って飲んでいるんでしょう。お茶はこれが体にいいとかと言って。そういうふうなものは、お茶っことかお菓子だってみんなあるわけですよ。そういうふうなものは、最終的には国が認めたりなんだりしている食品ですから、そういうものは普通のお茶菓子とは違って、さっき言ったとおり、健康食品、さっき言った3つとはまた健康食品違いますけれども、そういうふうなものをお茶菓子にしてやるということは、私はビタミン取ったり、カルシウム取ったりなんだりするというのは、年寄りにとっては非常にいいことではないかと思いますが、そういうふうなものも一概に皆駄目だというのは

ちょっとおかしいのではないかと思います。

ですから、何もかにも皆駄目だというのではなくて、そういうふうなものをできれば集まってお茶を飲んだり話をしたりなんなりするというようなことに関しては、村で全額じゃないですよ、2分の1だか何ぼの補助だと思いますので、そういうことを考えれば、そういうふうなものについても私は認めるべきではないかと思いますが、そういうふうな健康食品、または先ほど話した特保とか何かついている食品についても全て駄目だと村長は考えているのかどうか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 健康機能食品のことをお話しされていると思いますけれども、やはりそれが全部駄目だとかというわけじゃなくて、やはり茶菓子をこれからどのような形に、先ほど鈴木議員も言いましたように、カルシウムのあるような骨のついているような煮干が いい だとか、そういうようなのをお茶菓子にするだとか、それを含んだような形のお煎餅だとか、そういうものもいいものなのかということもあると思いますけれども、今後、そういうことも考えながら検討の一つとして考えていきたいとは思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まさに今からそうやってみんなが集まってお茶っこ会をしましょうといったときは、やっぱりそういうふうなものについても全部駄目だということじゃなくて、そういうふうなものについて健康食品というわけではないですけれども、特保とか栄養機能食品とか何かそういうふうな、薬局で売っていますよね、骨と書かたりなんなりしてスーパーでも売っていますけれども、そういうものは年寄りにとっても非常に体のためにいいわけですから、そういうふうなものについてはいいよというふうなこととか、お茶についても、結果的にはコンビニで売っていますよね、先ほどお話しした手挙げたような万歳しているようなのとか、子供だって丸っこいのに三角みたいなのがこうなったやつありますよね。ミルクだのについていますよね。ああいうふうなものだって、みんな健康食品というか、そういうふうなそれぞれあれは何ていうの、特定何だか分からないけれども、またあれも名前あってやっていると思いますけれども。

だから全て駄目じゃなくて、そういうふうなものは、年寄りというか、高齢者にとっては栄養補給に必要なものですから、そういうのはいいとか何かというふうにしていかないと、必ずしもポテトチップみたいなものばかり考えていたら駄目だという話になり

ますけれども、大衡には肥満が多いということで、私も肥満かもしれませんが、年寄りはその間に肥満の少ないんじゃないかなと。子供はなんか肥満が多いとかというのは聞きますけれども、年寄りはやっぱりあんまり食うものも、そんなに食べないとか、食べられなくなっていますから、そんなに肥満の人はいないと思いますけれども、むしろカロリーの高いそういうふうなものを食べて、お茶っこ会でそういうものを食べながら、元気になってうちに帰ってこられるようなことで、全て駄目だということではなくて、検討するということですが、その辺よく国が認めている食品ですから、その辺で売っているお菓子とはまだちょっと違うと思いますので、その辺については、最終的には認めていただければなというふうに思います。

それは、今後、飲んだり食ったりするというのは、ただ飲み食いというのは、栄養補給するというふうなことの飲み食いも兼ねていますから、全額出しているわけでもないとなれば、その辺については、ある程度、全部駄目ということではなくて、その辺の検討をお願いしたいなと思います。

また、今、老人会、村長もいろんな形でお招きをいただいて、何だ、グラウンドゴルフとかパークゴルフとかスマイルボーリングとか何かいろいろありますので、ペタンクだっけかな、なんかそういうのをやって、ああいうふうに集まって、今、大衡村の老連といいますか、何か会員数が250人以上いるというお話ですが、あの方々が地域へ帰ってお茶っこ会をしたり、または何だりしていくと、健康寿命がさらに延びるのではないかと思いますけれども、そういうふうな老連でやっているような、老人会でやっているような活動を、この間、総会資料見たとき、約40万円ぐらい村の助成をしているようでございますけれども、もっと伸ばしてそういうふうな健康増進の費用、もっと健康体操してもらおうとか、連合会でもいろいろそういうふうな健康づくりの一環をもっと担っていただいで、助成金を増やして、そういうふうな健康寿命の増進を図るというふうなお考えはございませんか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今年度から健康増進活動等補助金ということで、おおむね高齢者5名以上の方々のいろいろなグループです。グループの中にはヨガサークル、エアロビクス、あとコーラスたんぼぼさんとか、そういうような方々に、今、補助金をお渡ししているところでございます。

村民の健康寿命の延伸、それから、健康保持増進を目的に、高齢者の健康の生きがい

づくり事業として今やっているところでございます。運動習慣の増加につながる活動や介護予防につながる活動、食育推進につながる活動ということで目的をうたっておりますので、そういう方々にはぜひこの補助金を使って活動していただきたい。

グラウンドゴルフやパークゴルフ、または様々な活動した後に、またこのような形でその後の事業としてやっていただければ、そちらにも補助金ということが出来ますので、これからもその旨を、今もPRはしておりますけれども、今後もこのPR活動、啓蒙活動してまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今やっているヨガとか健康活動は非常にいいことだと思いますので、それはそれでいいんですけれども、私はどちらかといいますと、今、高齢者の健康増進というのは、65歳以上の方が結果的には地域でもっと活動なりなんなりできるようなものに対して、今ある3万円の補助金ありますけれども、その辺を例えばもうちょっと増やすことできないのかということなり、または、さっきお話しした老人会の活動、非常に高齢者が生き生きといろんなスポーツ大会なり、いろんな交通安全のそういうふうな活動までやっていますので、そういうものにもっと補助を出して、もっと出てくる機会を高齢者の方、要するに老人会といいますか、活動をもっと積極的にやってもらったならば、もっとそういうふうな健康寿命が延びるし、いいのではないかというふうなことで、私はそう考えますが、その辺、村長、何ていいますか、老連といいますか、その辺の活動に対してもうちょっといろんなものをもっとやっていただくなりして補助金を上げるというような考えというのはないものかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今から多分、老人クラブとかそういうことに対する、老連に対するプラスの補助金の考えを伺っていたのかなと理解するところでもありますけれども、今のところはまだ増額ということはありませんけれども、今、敬老会もしていない状況であったりとか、様々な部分がありますので、その部分が増額できるものなのか、いろいろふるさと納税のふるさと基金、そういうものを使うことができるものなのか、またその目的として老人の方々への寄附として、目的としてふるさと基金や企業版ふるさと納税をしてくださる方がいれば、その基金を使ってそのようなことができるものなのか、そういうものも目的をきちんとした上で、いろいろな皆様からのお声を聞いて、これからその増額ができるものか、そういうものを判断してまいりたい、そのように思ってい

るところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） これからいろいろ検討していくというふうなことで、まさにそのとおりだと思います。

ですから、今からはそういうふうな高齢者ね、団塊の世代がみんな75歳ぐらいになって、これからどんどんどんどん増えていって、もしかすると入る施設もなくなるぐらいになるのは目に見えているわけですよ。

そのとき、やはり健康寿命でもっともっと元気でいていただければ、皆さんの介護とかでお世話にならなければ、うちにも迷惑かけないということも非常に重要だと思います。

そういうことからして、やはり団塊の世代が一日でも長く、結果的には100歳まで健康でいられるような大衡村をつくるというのが、私は非常にいいことだと思います。村長もまだまだ若いですからあれですけども、我々になってきて70歳超しますと、やはり終活だけでなく、自分の体は自分で守らなきゃいけないというふうになってきますから、そういう方々が健康でいられるためには、私も老人会に入っています。それで、いろいろ活動にはたまに出ますけれども、非常にみんなが一生懸命やっているのを見ると、ああいいな、こういうふうにやって健康寿命延びればいいなと思っていますので、村長もそういうふうなことからすると、いろんな大会とかにも出ていると思いますけれども、大衡村の元気な老人を見ていかがに思いますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私もゲートボール、ゲートボールじゃない、グラウンドゴルフ、パークゴルフがとても大好きで、まだまだグラウンドゴルフにも地域の方々と一緒にやりたいなと思っているところですが、公務の関係上、なかなか行けないところでありますけれども、パークゴルフは先日、村長杯も雨の中でありましたけれども、一緒に皆さんとプレーをしたところであります。140名少し、142名でしたか、その方々が雨にもかかわらず全員参加ということで、そのパワーのすばらしさを本当に私もいただいたところがあります。実に、もう少し若い方だったら、雨降ったから今日はやりたくないなんて思う気持ちがあるのが普通じゃないかなと思うんですけども、そうじゃなくて、やはり生きがいを持ってやっている方々、そしてこれから生きがいを持ってどんどんいろんなことに挑戦していただける高齢者の方々、そういうものを育てていくことも私たちの

務めだと思ってございますので、これからもそういう方々に対しての支援だとか、そういうグループづくりだとか、それから様々なはつらつ塾、元気アップとか、脳トレだとか、介護予防リハビリ指導だとか、様々な事業がありますので、そちらへぜひ来ていただきたいということを、啓発・啓蒙活動、そして私も今、誕生日訪問で88歳、92歳、96歳、あと99歳、100歳と伺っているところであります。本当に元気な方々とのお話は本当にうれしいところでありますので、そういう方々がまだまだ元気でまた会えることを祈っておりますので、これからそういう支援の充実を図ってまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 本当にいろんな事業をたくさんやっておられまして、非常にいいと思うんです。まさに継続するということはなかなか難しいことでございますけれども、やはり人が集まらないというのは何か問題があるのかどうか分かりませんが、基本的には、みんなで何とかそれを支えるというようなことも非常に大切だと思います。特にどこの地域にもある老人会というのは、たくさんの方が加盟しているはずでございますので、そういうところを核として、やはり健康寿命なり健康教室なんかもやるのもいいし、先ほどのお話の中では、デマンドも地区内でも集会所には利用できるということですから、大変ありがたいお話でございます。

村長は、いろんな形でいろんな支援をしていただいて、子育てからまさに高齢者まで、極端な話をすれば揺り籠から墓場までと昔ありましたけれども、それと同じぐらいのことをやっておると思いますので、やはり継続をしていただいて、特に年寄りの方々については非常に多くなりますので、寝込んで若い人がそれを結果的には見なきゃいけないというふうなことになるれば大変でございますので、年寄りは、年寄りという表現悪いんですけども、高齢者は元気で長生きができるように、よろしくこれからもご指導をお願いしたいと思います。（「時間です」の声あり）

電気消えてしまいましたので、以上で終わらせていただきますが、最後に一言だけ村長にもう一回いただいて終わりにしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、先ほども言いましたように、元気で生き生きと笑顔で暮らせる生活というのが、やはり誰もが望む一生涯の生活だと思っているところでございます。

これからも、やはり私の一番のキャッチフレーズは、「夢かなえ笑顔で元気大衡村」ということですので、そちらを一つの目標として、これからも頑張っていきたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 一応、答弁も含めて60分ですので、今後時間厳守をお願いします。

3番（鈴木和信君） ありがとうございます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほど健康寿命と平均寿命だということをお話ししたところでございますけれども、健康寿命というのは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間ということですので、ご理解いただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） ここで休憩いたします。再開を11時30分といたします。

午前11時17分 休憩

---

午前11時30分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告順位2番、小川克也君。

4番（小川克也君） 通告順位2番、小川です。小中学校再編について、一問一答方式で行います。

少子化により児童生徒の減少は、教育活動に様々な影響を及ぼしております。例えば、集団を前提とした教育活動が困難になり、よい意味での競争心の希薄化、また、多様な学習形態の実施が難しくなり、さらには地域行事や伝統芸能の伝承にも影響が出ることが懸念されるかと思えます。

今後、学校の効率的な運営や教育の質の維持向上を図るため、小中学校の統廃合や配置の見直しなど、現行の学校制度を改善・改革し、よりよい教育環境をさらに構築していただきたいと思い、以下5点について伺いたいと思います。

1点目、過去5年間の出生数と児童生徒や学級数の5年、10年先の予測数は。

2点目、小中学校に係る施設の耐用年数と今後予想される大規模な改修工事等はあるのか。

3点目、学校再編計画策定に向けて取り組んでいく考えはいかがでしょうか。

4点目、小中学校にチーム担任制を導入する考えはどうか。

5点目、大衡村教育基本方針を刷新し、村民全体で一体性を持って教育活動を効果的

に進めていく考えはいかがでしょうか。

以上、5点について伺います。お願いします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 小川克也議員の小中学校再編についての一般質問については、教育長から答弁いたします。

議長（高橋浩之君） 教育長、登壇願います。

教育長（丸田浩之君） こんにちは。どうぞよろしくお願い申し上げます。

小川克也議員の小中学校再編についての一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の過去5年間の出生数と児童生徒や学級数の5年、10年先の予測数はとのご質問ですが、過去5年間の出生数について、令和2年度は42人、令和3年度は32人、令和4年度は27人、令和5年度は26人、令和6年度は22人となっております。

次に、5年先、10年先の児童生徒数及び学級数の予測についてですが、令和7年5月22日現在の学齢人口から推計しますと、5年先の令和12年度の小学校における児童数は225人、普通学級数は9クラス、中学校における生徒数は190人、普通学級数は6クラスと予測しております。

また、10年先の見通しについてですが、令和17年度の小学校における児童数は160人、普通学級数は6クラス、中学校における生徒数は111人、普通学級数は4クラスになるものと予測しております。

次に、2点目の小中学校に係る施設の耐用年数と今後予想される大規模な改修工事等とはのご質問ですが、鉄筋コンクリートづくりである小中学校の場合、法定耐用年数は47年となっております。しかし、これは減価償却費を計算するためのものであり、実際の耐用年数は適切な維持管理を行うことで、47年以上の長寿命化が図られるものと理解しております。

実際、大衡小学校の校舎は昭和47年度に建築され、平成19年度、平成20年度に校舎の建具、外壁、内装の改修工事を実施、平成26年度は屋上防水工事を行っております。大衡中学校の校舎は昭和50年度に建築され、平成14年度、平成15年度に屋上防水、外壁、内装、建具の改修工事、令和4年度は2回目となる屋上防水工事を行っております。これらの長寿命化工事を行ったことで、小学校は建築から53年、中学校は50年を経過した現在も学校施設として機能しております。

学校本体は長寿命化工事を実施することで、使用できる年数は増加していきます。今

後については、経年劣化が発生している設備がございますので、その設備の更新等を含む改修工事が必要になってまいります。

次に、3点目の学校再編計画策定に向けて取り組む考えはとのご質問ですが、少子化により児童生徒数は減少しており、小中一貫した教育の視点からも将来的な小中学校の再編に向けた検討や議論を進めております。また、学校再編に向けた一つの取組として、近いうちに義務教育学校である色麻学園の視察を考えております。

次に、4点目の小中学校にチーム担任制を導入する考えはとのご質問ですが、チーム担任制は複数の教員が一つの学級を担当することで、多様な視点から児童・生徒一人一人を理解できること、学級に問題があった場合にチームで対応できること、児童・生徒が相談しやすい先生と関わるができることなどの利点があると捉えております。

現在、大衡小・中学校ではチーム担任制を導入しておりませんが、大衡小学校では3年生以上の理科、外国語活動及び外国語を教科担任制として導入し、授業の充実や学習内容の定着を図っております。

さらに、学年合同授業や担任を含めた複数の教員による交換授業などを学校の状況に応じて柔軟に行い、授業の質の向上とともに、複数の目で子供たちを育てる体制づくりを進めております。

チーム担任制については、学校の実態及び導入のメリットやデメリットなどを踏まえ、大衡小・中学校に合った体制について、今後も改善を図りながら取り組んでまいります。

次に、5点目の教育基本方針を刷新し、村民全体で一体性を持って教育活動を効果的に進めていく考えはとのご質問ですが、大衡村教育基本方針では、「村民一人ひとりが希望をいただき、健康で豊かな人間の育成と魅力ある「万葉の里おおひら」を目指し、「豊かな感性とたくましさ、思いやりを培う学校」「集い、学び、活力に満ちた地域社会」「かおり高い地域文化の創造と継承」「楽しさと活力あるスポーツの推進」を重点に村民の生涯にわたる学習の充実に努める」と示しております。

本基本方針の内容は、今後、予測が難しい時代に生きる子供たち、そして村民一人一人にとって最も大事にしたいことが記述されており、不易のものと捉え、今後も継続してまいりたいと考えております。ただし、教育重点施策については、毎年、国の動向や学校、地域の実態を踏まえて確認し、改善が必要な施策については変更を加えております。

希望をいただき、健康で豊かな人間の育成は、魅力ある村づくり、村民の幸せにつなが

と考えております。今後も本基本方針のもと、大衡村全体で教育活動を充実・推進できるよう学校の教職員や地域の皆様と連携を深め、各事業に取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 全国的にも人口減少によって少子高齢化も進んで、かなりの速度で進んでいると全国的にも報道、ニュースされております。

ここ数年、出生数も40人、令和4年度ですか、27人、30人を切るペースでもあると。また、児童生徒、学級数も令和17年ですか、10年後、1クラス、中学生はまだ2クラスあるようですが、これ完全に1クラスに入っていくのはいつ頃なのか、まずその辺からお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 10年後、令和17年なんですけれども、先ほどのとおりなんです、中学校3年生が2クラスですので、完全に1クラスにはまだならないんですね。

それで、今、手持ちのところでは、令和17年度までしかございません。ですが、この見立てでいきますと、令和17年度、10年後の中学2年生が35名になっていますので、その子供たちが中3に上がると、やはり1クラスというふうに考えられますので、今から11年後、令和18年度が児童数、生徒数ともに1クラスということが考えられると、現時点では捉えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） また、小中学校に係る施設も小学校がもう53年、中学校が50年たっており、これから経年劣化が発生して維持補修もかかってくるということであって、これらの現状を把握すると、学校再編の計画案策定に向けては、課内でちょこちょこ話し合われていると、また色麻学園ですか、これから視察へ行くということですが、学校再編計画策定、これは今後必須か必須でないのか、まず、その辺伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 必須と考えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） であれば、近隣では色麻学園、たしか話によると10年前から計画策定を

練って、いろんな議論をしてきたと聞いております。やはり大衡村の教育の方向性を本当に大きく左右する大事な計画策定だと思います。

その辺、必須であるのであれば、今の段階でよろしいので、策定に向けてどのように進めていくものなのか、その辺についても伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） まず、大衡村のソフト面とハード面というんですかね、ソフト面から考えますと、大衡村の今の現状からいきますと、小学校1校、中学校1校で、実質小中一貫校的な役割というか、形になっていると思います。

今、今年度進めているのは、コミュニティ・スクールを次年度立ち上げるということで進めている段階でして、保護者の皆様、それから教職員、それから議会の皆様等にもご説明を申し上げまして、今後、区長会の皆様であるとか、それから広報を使って村民の皆様にご理解をいただいて、村で小中学校をつくり上げていくという形をつくっていきたいと考えております。

それから、教員の研修も小学校の教員、中学校の教員と一緒に研修する形を今つくっております。今年度も学級づくりであるとか、授業づくりの研修を進めていくところでございます。

また、新たに今年の夏休みに今計画しているのは、小中の教員が、例えば生徒指導主任と生徒指導主事が集まって、生徒指導をどうするか、また、体育主任と体育主任が集まって、子供たちの健康づくり、体力づくりをどうするのか。そのような形で、今、小中一貫校とはしていませんけれども、小中の連携を図っていきたくて今考えているところでございます。

それに基づきまして、小中一貫校がいいのか、私はやっぱり今の形からいくと、一貫したものが望ましいと考えているんです。それで、小学校のほうでちょっと右寄り、中学校で左寄りみたいな、右とか左が意味あるわけではないんですけれども、それで、斜め斜めでいくと真っすぐ進んでいかないので、小学校こうする、その上で中学校はこうという。中学校の望むべきものをつくって、ではそれに接続するのに小学校どうしたらいいのか、そういうことを考えていきながら、子供たちが真っすぐ、そんなに簡単にはいくものではないんですが、さらによく向上できるような形ということで小中一貫校、そして、義務教育学校がいいのか。

その大きな違いは、義務教育学校はそのシステムを変えられますので、6・3ではな

く、4・3・2等ですね。ただ、その辺のよさはまだ私も勉強できていないですし、あと、先進的な学校、県内で多くあるかということ、まだやっぱり片手ぐらいしかないので、そののところ回っていきながら、自分の目で見て聞いて、どのような形がいいのか探っていきたい、それがソフト面かなと思っていました。

あと、ハード面では、校舎の耐用年数も大分たっておりますので、新築がいいのか、改築がいいのか、改修ですかね、その辺も含めて、それをするに当たっては、村の財源も必要になってきますし、村の計画もありますから、村長部局と共に総合的に考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） やはり議論することってたくさんありますよね。義務教育学校、小中一貫校と、あと統廃合、跡地だったり、どちらを学校に持っていくのか、計画的にスケジュールを組んでいかないと、本当に本当に大事な教育の子供たちの未来を背負う大事なこの時期ですので、その辺を早めに進めてもいいのかなと思いますが、その辺、スケジュール的には教育長の考えとしてはいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 取ってつけたような話ではないんですけども、議会が終わって、あさってにもこの小中一貫について各担当課長が集まって話し合う機会も設けたいと、設けたいというか、もう設定がされております。

だからといって、2年後、3年後というわけにはいかないと思いますので、少し長い目で見ながら、ただ準備はどんどん進めていかななくてはいけないので、そのところはスピード感を持って進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 村民の方も、今、子供が本当にだんだん減ってきて、「大衡村の学校どうなんだべや」という声が本当にちらほら出てきております。何かの形でもよいので、教育委員会としては、今後、統廃合をしていきたいと、その辺も話せる場、何か機会があれば保護者の方にも伝えていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） ありがとうございます。

どのような形で説明をするのか、口頭がいいのか、文書等がいいのか、その辺は探っ  
てまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 次に、小中学校チーム担任制を導入する考えはどうかであります、既  
に小学校3年生以上ですか、教科担任制を導入しているということですので、その辺、  
詳細もう少しお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） まず、中学校のほうは教科担任制にはなっているんですけども、小  
学校のほうなんですけれども、理科は1名の教員が3年生から6年生まで全てのクラス  
の理科を担当しているところでございます。

それから、外国語活動のほうも1名が全て3年生から6年生までのクラスの指導に当  
たっていると。外国語活動に関しては、ALTも入りますので、3人体制で指導、2人  
体制で指導するときもあります。そこに担任が入って、基本的に1つのクラスに対して、  
3人の目は働いていると。それ3年生以上でございますけれども。

あと、ほかのクラス全学級ともに支援員が大衡村手厚く配置しておりますので、支援  
員も入っているところでございました。

新聞で5月15日の某新聞で、「白石市全小中にチーム担任制導入」というのが書いて  
あったところでございました。

もうちょっと小学校の現状を話しますと、昨年度の5、6年生なんですけれども、ま  
さにチームで指導を行いまして、ある先生は5、6年生の家庭科と音楽を持ちました。  
全ての6年1組、6年2組、5年1組、5年2組を回って、音楽と家庭の指導。あとも  
う1人の先生は、同じようにして体育と書写、それからもう1人の先生は社会というよ  
うにうまくローテーションをして行っていたところです。

多分、私はそういう点からいくと、大衡小もチーム担任制ができているというふうに、  
この新聞からいけば捉えられるんですけども、ただ、文科省が話をしているチーム担  
任制といいますと、これは一例ですけども、私が今週1組を持って、佐野課長が2組  
でしたら、来週は担任をチェンジする、本当に担任をチェンジするというようなことが  
文科省のほうでは書かれていますので、そこまでは大衡小としては至っていない。この  
新聞も文科省の話からいくと、果たしてチーム担任制と言えるのかなというところはご

ざいます。

今が大衡の現状でして、チーム担任制、担任そのものをチェンジするということは、こちらの考えもありますけれども、学校現場の考えなんかも聞きながら検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 教科担任制に関しては、中学校で行っているようなイメージでよろしいのか。

また、今、白石の自分も新聞見たんですけれども、こういう導入されたら大衡もいいなど。ちょっと認識不足で担任が変わるということですね。ちょっと難しくなりますよね。

でも、ちょっと個人的な話になりますが、娘が中学校のときに、担任いて、あと2組ありますよね、その2人と、あと学年主任、あと副担任ですか、その先生方4人が1年、2年、3年と上がって指導いただいたんですよ。そのときは、子供たち本当に先生方と何でも話せるし、あと信頼もできているし、また先生方は子供たちのことをよく知って、本当に開放的な、何というんですかね、卒業まで指導してもらったんですよ。そういうイメージだと思って、チーム担任制。

そういう体制を今後持っていけたらいいのかなと思って質問しましたが、そういう体制はいかがでしょうか。教育長。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） まず、教科担任については、今、理科も外国語活動も小学校は教科担任制という形でございます。

それから、小学校では割と担任を変える、同じ学年で上がったからといって、同じ担任を入れるかどうかは、それはいろんな先生と接するよさもあるので。ただ中学校ですと、小川議員おっしゃられたように、その子供たちを知っている担任が上がっていったら、中学校は教科担任というか、教科によってどんどんどんどん変わるので、担任は固定というのは、やはりいいシステムなんではないかなと思っているところです。

話は戻りますけれども、多くの目で見るとというのは非常に大事なことなので、そういう点では小学校でも多くの目を見て、これからも大事にしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） やっぱり担任も1年で交代というか、替わるのではなくて、やっぱ2年、3年、長い目で教員の配置の仕方も今後検討していただきたいと思いますが、その辺についてもお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 担任と子供の相性というのもございまして、そういう点では、私も校長時代、「3年目お願いしてね」といった先生もいました。やはり新しい出会いで、子供もさらに伸びるということも考えられますので、昔は割と子供たちも、話はちょっと違うかもしれないけれども、子供たちも1年生、2年生はクラス替えしないで同じで、3、4年生同じで、5、6年生同じのような、でも今は基本的には1年で、大衡だけではなくて替えているところがございます。

やっぱり大衡だからこそいろんな子と知り合って友達になって、先生との付き合いもそういうところ、小学校の担任は割と密に1年間接しますので、ですので小川議員がおっしゃられたような長く付き合うよさも踏まえながら、そこのところは随時、状況によって考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 次に、大衡村の基本方針についてですが、ここ数年、変わりがないと思います。いつから変わりがないのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 私は令和6年度のを持っていますんですが、すみません、バックナンバーとの比較がちょっと現時点ではできなくて、手持ちではデータはございません。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 答弁書でも重点の施策は多少の手直しや付け加えている部分があるかと思えます。

私が調べたところでは、20年近く変わっておりませんでした。大分古いですし、今、子供たちの取り巻く環境というのは本当に大きく変わっているのかなと思います。少子高齢化、家庭教育の格差だったり、学習意欲の低下だったり、本当に様々ありますが、

どうなんでしょうかね、20年前と大分変わっていると思いますが、この検討の余地というものはいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 変わっているところは確かにあると思います。それで、一番最初に大衡村の教育基本方針というのがここに載っているんですけども、先ほどお話を申し上げたところは、教育重点施策というこの細かい項目になるのですが、そこには例えば基礎基本の定着を図る学習指導の推進の（6）番に、1人1台タブレットを導入した授業の推進という項目がございます。これは、本当にここ最近の修正によって入ってきたものと捉えております。

ですので、大きな幹の部分はすごく大事なことをうたわれていますから、そこにつながる枝葉の部分をこちらで修正していくと。それが私は一番いいのではないかな。

ここの大事な部分を変えなきゃなくなければ変えるんですけども、私はこのままで、私はというよりは学校教育課等でも揉みましたが、このまま継続が望ましいと捉えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 教育委員会の中では、このまま継続していくのが望ましいということですが、また教育基本方針というものは何か目標を達成するための基本的な指針というか、これに向かってみんなが子供たちを育てていこうという方針だと思うんですね。

その辺、村民がしっかりと理解をして、教育活動に携わっているのかと思えば、ちょっと皆さん理解しているのかなと思うんですね。

その辺、やはり明確にして、スローガン、目標でもいいですので、やっぱり村はどのように子供たちを育てていくんだということをはっきりとして進めていただきたい、教育していただきたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） ありがとうございます。

今後、コミュニティ・スクールも次年度から進めたいと考えておりましたので、そこでこの辺の施策等を共通理解を図って、それでどのようにしたらこの目標に迫っていくのか、みんなで意見を出して、それを家庭に流しながらみんなで、それこそ村民一体になって進めていければなど。

あと、一つの例ですけれども、家庭や地域との協働した教育活動の推進の中に、おおひらっこ7か条のこと触れているんですけれども、おおひらっこ7か条もいいんですが、お題目だけで終わってしまったのでは実践に結びつかないので、昨年度から校長会では取り上げていまして、それを何とか生かせないかということで、具体的には小学校の学校日より4月には載せていましたけれども、このようにして取り組みますと。さらに一歩進みますと、各学年で4月当初、自分はこうしたいという目標を立てるんですが、その1枚のペーパーの中におおひらっこ7か条のここをこういうふうに取り組みたいなどを書いて、それで取り組んでいるということがあります。それを夏休み前に反省して夏休み後につなげるだとか、それをまた各家庭に学校日よりして流してと言っていましたので、そういう点でも広報を図って、村民一体で進めていきたいと考えているとでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） おおひらっこ7か条、大分、今、村民の方に浸透されて、また小学校の学校だよりも7か条をやっというのを拝見させていただきました。

おおひらっこ7か条、本当に当たり前のことを当たり前にできる項目ですので、その辺やはりもう少し大きいポスターを作って掲示して村民の方に周知するとか、その辺も検討していただきたいと思います。

また、子を持たない世帯とか、学校だよりを回覧板に配布されております。その辺も住民の方に、学校このようなことを活動している、活躍しているということを周知していますので、その辺も引き続き続けていただきたいと思います。

また、学校行事にも、コロナ禍を経て、今いろいろと来賓の方もご案内いただいております。その辺も、何か行事があれば、やはり子供たちの活躍している姿を見ると、これからも子供たちの成長のために何か応援したいという強い思いが湧いてきますので、我々議員は、その辺も引き続きご案内をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） おおひらっこ7か条も含め広報等を図って、みんなで力を合わせて進めていければと考えております。

それから、小川議員はじめ、ここにおられる議員の皆様、小学校、中学校の学校教育、それから社会教育につきまして、いろいろご助言いただいて、それを実践に移しているところでございます。学校だよりも広報ができて、私もよかったなと考えていると

ころでございます。昨年度まではやはりコロナもあって、なかなか議員の皆様に儀式的なところはおいでいただいたんですが、春でいえば体育祭、運動会のおきではお招きできなかった。でも、今年度は多くの方に来ていただきまして、子供たちも多くの方に見守られながら一生懸命活動ができたと思っております。

ですので、秋には、音楽発表会であるとか音楽コンクールが行われますので、ぜひおいでいただいて、温かい声をかけていただければと思います。そのように考えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 丸田教育長、就任して約10か月、9か月ですか、過ぎて大分多忙な日々を過ごされているかと思われまます。先週には、中体連があつて、各競技場へ行って応援もされておりました。

丸田教育長のちょっと経歴を見ますと、昭和60年小学校の教員として、40年間、学校教育一筋ということでありまして、大衡小学校校長、多賀城中学校の校長を経て、それから、多賀城市の教育委員の理事として、本当に教育行政の発展に尽力された方もあります。

経験をやはり最大限に生かしていただき、本村の基本的な考え方、これまでの縛りを、そこを残すのもいいと思うんですが、やはり外からの目線、また教育長、歴代の教育長を見ますと、村外の初めての教育長だと思いますので、ぜひ村民の方も丸田教育長、皆さん知っています、教育長のことを。ぜひ期待していますので、ぜひご尽力いただきたい、頑張ってくださいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 誠にありがとうございます。

最後の質問にありましたように、「教育基本方針を刷新し」というところで、私は基本いいのでこのままという話はさせていただきましたが、その刷新ということを投げかけていただいたことでも非常に光栄だと思っております。

また、私は大衡小で3年間務めさせていただきましたが、やはり大衡に住んでいたり、生まれたりという経験はないので、失礼がないように、そして自分ができることは精いっぱいさせていただきますと考えているところでございます。

これからもご指導、ご助言賜りますように、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） あと、今回、副村長も異例というか、村内の方の歴代見ましたけれども、村内の方が全員が副村長就任しております。

今回、本当に副村長は県との太いパイプを持って、その太いパイプを人望生かして、教育行政にも生かしていただきたいと期待しておりますが、副村長、いかがでしょうか。よろしいですか。

議長（高橋浩之君） 副村長、答弁一言。

副村長（鹿野 浩君） ご指名でございますので。

まずは、4月に着任いたしまして、本日、大衡村初議会でございます。議員の皆様には本当に今後いろいろご指導のほどよろしくお願いいたします。

今、小川議員からお話しありました県とのパイプ、そういった部分につきましては、私に期待される大きな役割の一つであると認識しております。4月以降、2か月たちましたが、これまで県庁ほか、県庁も当然そうですけれども、各部局、教育委員会は佐藤教育長はじめ副教育長、皆さんとまずご挨拶ということでございますが、県庁の中を回っております。

あとは、県庁のみならず関連する地方局、これ教育行政に限った話でございませませんが、仙台地方振興事務所ですとか仙台土木事務所、あとは関連する外郭団体も含めまして、建設センター、土地開発公社、あとは社会福祉協議会、いろんなところを回しまして、まずは、大衡村に私おりますということでご挨拶させていただいております。

今後とも、そういった大衡村に少しでも有益な情報を収集いたしまして、大衡村の役に立つように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご指導方よろしく願いいたします。（「終わります」の声あり）

議長（高橋浩之君） 以上で小川克也君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を1時15分といたします。

午後0時10分 休 憩

---

午後1時15分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告順位3番、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 通告3番、石川 敏であります。

私は、本定例会の今回一般質問といたしまして、住宅防音工事における空調機器の機能復旧、それから、村内河川の堆積土砂の撤去の促進、この2件について質問をいたします。

まず、1件目の住宅防音工事の空調設備の復旧についてでありますけれども、これにつきましては、沖縄駐留米軍、この射撃訓練が全国5か所の演習場に移転して実施されることに伴いまして、玉城寺原演習場、ここもその1か所になっております。

それで、平成9年度から演習場周辺の住宅防音工事が実施されております。もう住宅防音工事実施されてから、早いところ、もう20年以上経過しております。27年ぐらいになりますか、初年度から見ますと。

当初、設置された空調機器、エアコンでありますけれども、耐用年数、それから老朽化などによりまして、設置者個人でもう既に交換している機器も相当数あるのではないかとこのように思われます。空調機器の更新につきましては、かねてから地元の方からも要望がございまして、村においても東北防衛局に要望してきているところであります。

それで、このほど防衛局のほうから復旧工事を実施する旨の通知が、通知と申しますか、案内が村の広報と同時に配布をされております。このチラシを私も拝見したのでありますけれども、1枚のペーパーなんですけれども、工事希望の受付を開始すると、そのような内容でございます。

ということで、詳細については分からない部分がたくさんございます。申込みの手続、それから工事の内容、時期、そういったことについて、防衛局から村のほうにどのような説明と申しますか、通知などがあったものかどうか。そして、村としてこれからどのように対処していくのか、そういった点について伺います。

まず最初、村内で住宅防音工事を実施した年度、数年にまたがるわけですか。それぞれの年度、それから、地区としましても演習場周辺、行政区は4地区ですか、またがっておるはずですか。合わせて何件ぐらい住宅防音工事を実施しているのか。

そして、その防音工事の中で、空調設備、エアコンを設置してはいますけれども、当初設置した以降に個人で更新した部分あると思うんですけれども、その辺は村として把握しているものかどうか伺いたいと思います。

次に、東北防衛局では、数年前、2年か3年ぐらい前ですか、局のほうでこの空調、エアコン、それから建具類、サッシ類の状況を調査しております。その結果、どのよう

な結果であったのか、その点についても伺います。

それから、今回、この復旧工事に当たりまして、防衛局のほうでは、該当する方々、当時防音工事を実施した方々へのお知らせ・周知あるいは説明、そういったものについては、これからどのようになさっていくのか、その点も伺いたと思います。

あと、今回の王城寺原演習場周辺の防音工事、大衡村、大和町、色麻町で実施しております。相当の件数だと思います。

復旧工事に予算も伴いますので、防衛局のほうでは、ある程度の年数かかる計画だと思います。そういう国としての復旧工事の計画予算、そういったものについては、村のほうで連絡・報告を受けているものかどうか。そういったことに対して、これから村としてどのように対処していかれるのか、その点について伺います。

次、2件目の河川の堆積土砂の撤去でございます。

村内におきましては、県の管理、村管理、それから国交省の管理の河川もございませけれども、いずれの河川、河床には相当量の土砂が堆積している現状だと思います。

河川につきましては、最近の異常な豪雨ですね、それから、洪水対策、相当量の何ていうんでしょうね、被害も出るおそれもございませ。ふだんから河川機能の維持、重要なことであると思います。

その上からも、堆積している土砂の撤去、これは不可欠な事案だろうというふうに考えませ。県、それから村管理の河川につきましては、この土砂の撤去、しゅんせつですね、実施してございませけれども、やっぱり早期にこの作業を進めるべきではないのかなというふうに思ひませ。

そういうことで、県と村の今後のこの事業の計画についてお尋ねをしましませ。

まず1つ目として、県と村管理の河川、何か所かしゅんせつやっっているわけですがけれども、現在までの進捗の状況、それから、これからの計画、どのような計画で進めていくのか、その概要について伺ひませ。

あと2点目として、これは一つの事例でございませけれども、善川の一番上流に位置する牛野ダムの下流ですがけれども、神明堰というのがございませ。この堰に、今年の春だと思ひませますが、大量の土砂が入ってきてございませ。

そういうことで、春先の農作業、それから堰の取水、こういったことに支障が生じている状況でございませ。原因は何だったのか。入っった理由ですね、どこから入っってきたものか。今後どのように対処していくのか。なかなか堰の組合で対応できる内容ではな

と思います。ですから、村それから県としてどのように対処していくのか、そういったことについて伺いたいと思います。

以上でございます。お願いいたします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） それでは、石川 敏副議長の1件目の住宅防音工事空調機器の機能復旧についてとの一般質問にお答えをいたします。

住宅防音工事につきましては、平成9年に王城寺原演習場が米軍の移転訓練先となったことにより、移転先である演習場周辺の住宅防音工事が行われたものでございます。

この防音工事につきましては、東北防衛局が実施した騒音調査の結果に基づき、平成11年9月30日までに建てられた住宅を対象として実施され、工事の主な内容は、天井及び壁面の防音素材への変更、内外開口部への防音サッシ及び防音建具の取付け、換気扇や冷暖房機の設置等となっております。

設置後かなりの時間が経過した空調機器等の更新につきましては、平成26年度から宮城県防衛施設周辺整備事業促進協議会と王城寺原演習場周辺整備事業促進協議会において、東北防衛局や防衛省本省等に対し要望活動を実施しているほか、村単独でも大和駐屯地を通じて防音対策の要望を行ってきており、その結果、今般の機能復旧工事の実施につながったものと認識しているところでございます。

まず、1点目の住宅防音工事を実施した年度別、地区別件数と空調機器更新の現状はとのご質問ですが、村で把握しているデータでは、年度別の件数といたしまして、平成9年度に31件、平成10年度に78件、平成11年度に38件、平成12年度に25件、平成13年度に22件、平成14年度に37件、平成15年度に6件、平成16年度に11件、平成17年度に5件、平成18年度に2件、平成19年度に3件となっており、地区別件数といたしましては、衡上地区が31件、大瓜上地区が81件、大瓜下地区が46件、松原地区が100件で、総数258件となっております。

なお、各ご家庭における空調機器更新の現状につきましては、更新の際に報告義務がないことや追加調査等も行っていないことから、把握はしておりません。

次に、2点目の防衛局で空調機器や防音建具の現地調査を実施しているが、その結果はとのご質問ですが、調査は2回実施されており、令和4年度に関係行政区長を通じ、現地調査の協力を得られた7世帯を対象に、令和5年2月6日から24日にかけて1回目の調査が行われました。

その後、令和5年度には対象範囲をさらに拡大し、工事実施済み全世帯に対して、現地調査実施に係る周知文書を送付の上、防音建具の劣化の申出があった4世帯を対象に実施されております。

調査の結果、明らかに機能が損なわれている防音建具及び空気調和機器が確認された4世帯について、防衛局から直接連絡をした後、令和5年度及び令和6年度にかけて機能復旧工事が行われたと聞いております。

次に、3点目の事業実施に当たり該当者への周知説明はどのように対処するのかとのご質問ですが、東北防衛局の依頼により該当する行政区へ区長配布によりチラシを配布したほか、村ホームページ上で機能復旧工事に関する情報を周知しております。

なお、東北防衛局へは住民説明会の開催を依頼しており、開催時期については、現在調整をしているところでございます。

最後に、4点目の防衛局の復旧工事年次計画と村の取組はとのご質問ですが、東北防衛局によれば、明確な年次計画は策定していないとのことですが、機能復旧工事の補助につきましては、単年度で終わる規模ではありませんので、機能復旧を希望される全ての住宅を対象に今後段階的に実施すると伺っているところでございます。

村としては、できるだけ早期に希望される全ての対象住宅が機能復旧するよう、引き続き要望活動を実施してまいります。

次に、2点目の河川堆積土砂の撤去促進についてとのご質問にお答えをいたします。

まずは、1点目の県及び村管理河川の土砂撤去工事の推進状況はとのご質問ですが、石川副議長もご存じのとおり、村内には、国直轄河川が1河川、県管理河川が7河川、村管理河川が6河川、管理区分の違いで重複するものを除いて計10の河川がございます。

ご質問のとおり、各河川における河床部の堆積土砂等の撤去につきましては大変重要と認識しており、村といたしましても、これまでも宮城県に対し要望はしてまいりましたが、昨年からは要望書という形で村単独の要望を実施したところでございます。

その結果、県管理河川については、令和7年度事業として焼切川770メートル土砂しゅんせつ及び支障木伐採と、善川、牛野ダム下流、神明堰上流部の護岸復旧29.1メートルを実施するとお伺いしております。

また、これまでも善川で726メートル、奥田川700メートル、荒屋敷川160メートル、楳田川10メートル、焼切川649メートルのそれぞれの区間で土砂撤去及び支障木の伐採が実施済みとなっております。

村管理分の河川における堆積土砂の撤去及び支障木の撤去につきましては、令和5年度に緊急しゅんせつ推進事業債を活用し、楳田川911メートル、令和6年度において駒場川638メートル、大森川1,043メートルを実施済みとなっております。

また、木通川と沓掛川の一部につきましては、今後改修を含めた検討が必要と考えているところでございます。

なお、県管理河川につきましては、県が策定した河川維持管理計画に基づき、定期的に河川パトロールを実施するとともに、堆積土砂等により河川断面が2割以上阻害されていることが確認された場合、土砂撤去を行うということですが、ご質問にもありますとおり、台風や異常出水による災害等被害防止の観点からも良好な河川環境の確保は最も重要なことと認識していることから、村としましても堆積状況の把握に努め、今後も県への情報提供を行ってまいります。

2点目の善川神明堰の大量の土砂が流入しており、堰の維持管理に支障が生じている状況である。土砂が流入した原因は何か。また、土砂撤去作業はいつ実施するのかのご質問ですが、今年の春の時点で神明堰の可動前に土砂の堆積が確認され、水田への用水に支障を来していたことから、当時、牛野貯水池の大規模改修を行っていた宮城県王城寺原補償工事事務所に相談し、堰可動のための土砂撤去をしていただいたことは確認しております。

土砂流入の原因につきましては、王城寺原演習場の荒廃、牛野貯水池の大規模改修工事や河川護岸の被災、周辺農地の荒廃や獣害など、様々あると思われますので特定はできかねますが、現在も神明堰下流に土砂の堆積が見られることから、先日も河川管理者である宮城県に対し現状報告を行うとともに、土砂撤去等について担当課から要望をしたところでございます。

今後も早急な土砂撤去と良好な河川管理に努められるよう、私自ら強く要望を続けてまいります。

そのためにも石川副議長をはじめ議員の皆様や地域の皆様の声が重要となりますので、要望活動等につきましては、お力添えをいただきますよう、この場をお借りしてお願いを申し上げます。ご理解のほど、どうぞよろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今、村長から詳細にわたりまして答弁をいただきました。

まず、1点目の防音工事の空調機器の件でありますけれども、設置してから20年、早

いところではもう26年、27年になりますか、相当年数経過しております。

ですので、当時、防音工事を施行した部屋に基本的に1台エアコン設置しているのではないかなと思うんですよね。その防音工事の対象になった部屋ごとに、エアコンと建具も一緒ですけども。ですので、1軒当たり何台か入っているはずですよね、設置されていると思うんです。その世帯の人数によりまして、防音工事の対象になった部屋数が違いますので、3部屋、4部屋になっていると思います、おおよそ。ですから、この258戸ですよね、大衡村で防音工事を実施したのが。ですから、相当4台入ったにしても1,000台近いエアコンが設置されているんじゃないかなというふうに思われます。

ですので、そのうちどの程度もう更新されているか。もう20年以上過ぎれば、大体は交換しているのが普通かなと思います。おおよそ一般家庭でもですよ。ですので、かねて要望してきておったんですけども、やっと防衛局のほうで動きが始まったんですけども、その中で、私は防衛局のほうに確認をしてみました。このチラシが入ったものですから、どのような内容で考えているんですかと、今回質問するに当たって。

ところが、きちんとした回答までは得られませんでした、結果としては。

ちょっと質問長くなりますけれども、このエアコンの更新に当たって、王城寺原演習場が今回の対象としてまず受付するのが、平成12年の3月までに防音工事完了した住宅と。

同じようなところで岩手のほうの演習場もございます、防音工事やっている。これは、工事完了してから10年経過したのが対象と。年数が全く違うんですが、どういう理由からこのような年度の設定されているものかどうか、その辺、村のほうでは、何ていうんでしょう、局の意向というか、考えというのは把握されているのかどうか、その辺どうなんですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） その辺につきましては、村としても把握していないというのが実態でございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 局のほうも私も聞いたときはそういう答えしかありません。年度がこういう一応区切りですと。予算の関係もあるのかなと思うんですけども、年次計画でやるわけですから。

対象戸数もかなり多いわけです。大衡村で258戸、それに大和町、色麻町入れれば相当

の戸数ですよ、全体としては。

ですから、取りあえず王城寺原については、第1段階として、平成12年3月末まで完了ということは、平成11年度事業ですよ。ですから、平成9年、平成10年、平成11年と、取りあえず3年度分をまず1回目対象にしますよということだと思っんですよね。それ以降に実施している人は、待ってなくちゃならないと思っんですよね。

ですから、その辺の年の区切りを設定した理由とかなんか、ちゃんとした説明がないと、ないということか、やっぱり伺わないと駄目だと思いますし、あと補助率90%補助というふうに載っています。当時は全額補助でしたのであれですけども、同じように建具については、こっちは100%の補助率ですよというふうに載っています。この辺の違いは何なのか。90%と100%の違いは。理由はどうなのか。これも聞いたら、明確な答えはありませんでした。

ですので、こういうふうな何ていうんでしょうね、概要にした理由、村でもある程度きちんと局のほうに確認してもらう必要があるのかなと思っんですけれども、改めて伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） こちらですね、防音工事の方々にはこのチラシが全部回ったと思っんです。回りました。

そんな中で、エアコンは90%の補助で、建具については100%補助だというチラシでございすけれども、本村のほうでも担当課としてこのことについてお聞きすることはあったんですけども、明確な答えはやはりないということと、3か年において今回やる対象ですけども、その後についてはまだそこも明確ではございせん。

最初のほうで先ほど石川副議長のご質問にあったように、当時は、換気扇は防音工事を行う1室に1台設置。ただし、防音工事を行う隣り合う2つの部屋が引き戸で仕切られている場合は、2つの部屋で1台の換気扇だということでありました。

また、冷房機器については最大4台までということ、ただし既に設置されていればそこは対象外だということ、当時されているところでございます。

そんな中で、今回、ご質問いただいて、ここに行くまでがまず大変でした、実際問題。ここに行ったということで、ある程度このお話をいただいて、調査に当たったとかそういう部分に進んだということで、進捗したということをとにかくご理解していただきたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 今、村長から申し上げましたが、若干補足をさせていただきます。

どうして平成12年の3月までに区切ったかということで、防衛局のほうでこの件について、私どものほうに説明に来た際の話でございますけれども、まず希望届258件ほど出したところがあって、受け付ける場合にどの程度出てくるかの把握が難しいため、まず平成11年度までという区切りをしたというのが1点目。

2点目として、工事に係る業者についても限られるということで、その辺の工事の進捗等も勘案して、まずは表現が悪いですけれども様子見というような形で、まずは平成12年3月まで。

あとは、当然ご心配いただいているとおり、国のほうの予算の関係もあると。

この3点から、まずは平成12年の3月までに終えたものということでありますが、副議長ご懸念のとおり、それ以降も工事はされております。私、事務方のほうとしても、「全ての258件の中で希望のあったものについては全て対応いただけるのでしょうか」という確認をさせていただいて、「そこは間違いなく対応いたします」ということでございまして、あくまで今3点ほど申し上げましたような要因のもとに、今回、暫定的に平成12年の3月までの工事のものを対象とするというふうに伺っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） かねてから局のほうに毎年出しておいて、やっともう数年かかってここまで来たということは、村の姿勢に本当に敬意を表するわけであります。

先ほどの課長の答弁でもあったように、「希望される方については全部を対象にして実施します」というような局の意向であれば、それはそれで受け止めて、ある程度の年数かかってもやむを得ないのかなと思いますけれども、具体的に既に更新してしまったエアコンは対象になるんでしょうかどうでしょうかという話はどうですか。その辺は伺っていますか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） あくまでケース・バイ・ケースということでは防衛局のほうからは伺っているところでありまして、まずは希望届を提出していただいてから、それぞれの希望する方々との現地調査なりなんなりを進めて判断をするということが原則のよ

うであります、あくまでそのところの話の中ではありますけれども、現に更新されても更新されたものが現在機能を果たしていなければ更新するというようなことも伺っておりますので、そんな話は聞いておりますけれども、确实なところは取り付けておりませんので、さきに申し上げましたとおり、希望届を提出していただいた後、局のほうで調査をした上で判断をするということでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 具体的な話になってくると、多分そういった部分がいろいろ出てくると思うんですよ。既に交換して何年もたっている人もあると思います、中には。

ですから、その当時交換した費用についての何ていうんでしょう、補助というんじゃないなくて、更新した今現在の機器、それをさらにまた再度更新した場合は対象にしますよということの解釈ですよ、たしか。そういうような話でした。私も電話で確認したときは、何か分かったような分からないような話だったんですけども。

だから、自費でもって更新した部分はそれは別ですよというみたいなんですよね。今の機器を再度更新したら、そのときは復旧工事の対象になりますと。ですから、このチラシ1枚では全然そういったことまでは分かりませんので、内容的に。あと、多分手続もいろいろと直接申請なさる方が局とのやり取りのようですよね。書類的にも申請からいろんな手続が。ですから、個人の人にとってはなかなか難しいことだと思います、実際面。書類のやり取りもあるでしょうから。

ですから、そういった部分でやっぱり幾ら個人が申請とはいえ、ある程度、村でそういった部分のお手伝いをしてもらえばなと思うんですよ、そういう部分で中に入っていて。そうじゃないとなかなか難しいと思います。

もう大分時間も経過していますので、設置者も代替わりしている人も相当あると思います。そういった場合、当然、当時申請した人と現在の人の名前も違っている部分もあると思います。具体的にそういうケースは、どのようなふうになってくるのか。

そういうことも含めて、やっぱり細部にわたって村として防衛局のほうに、今回の事業の内容を再確認していただきたいなと思うんですよ。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 防衛局とのやり取りの中でも、あとこの話が最初に出ましたが、関係行政区、大和、色麻、大衡も含めて担当課含めた地区長等の会議がありまして、その場で初めて説明がなされたものですが、その際にやはり副議長懸念のとおり

の質問が出されておりました、実際にどういう質問かと申し上げますと、「住民が国と直接補助金交付の手続を行うのは煩わしいので、自治体が間に入ってもらいたい」という質問が出ておりました。

これについて正式に防衛局の回答3点ほどございまして、1点目が「住宅防音事業等の実施により取得した個人情報については、関係規則によって地方防衛局長は利用の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供してはならないことが規定されており、本規定には当該個人情報を部外者に知らしめることも含まれます」、これが1点目。

2点目で、「このため、住民の方が当局と行う補助金交付の手続に自治体を介在させた場合、当該自治体は住宅防音工事実施者に関する個人情報を得ることになり、前述の規定に抵触するため、ご要望に沿うことは困難であることをご理解願います」。

3点目といたしまして、「なお、ご懸念の補助金交付手続の煩わしさについては、希望者に対して住宅防音工事の手続を記載したパンフレットを送付するとともに、分かりやすく丁寧な説明を心がけ、可能な限り解消に努めてまいります」という回答を、役所の回答を受けておりました、なかなか、先ほど村の把握している件数ということで前置きして述べたとおり、実際に住宅防音工事を実施した件数についても、あくまで村で把握している件数ということで、詳細も伝えられない。また、代替わり等のこともありましたけれども、令和5年ですか、全世帯に通知した際も、その懸念は村のほうとしては相談があったときあったわけですけれども、局としては個人情報の取扱いということで、当時の対象者宛てに通知したというケースもありまして、なかなかその辺の地域と局との温度差があるのかなというふうには思っております、その辺は今後も局ともいろいろ調整を進めていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 役所的な模範的な回答かなというふうに思うんですけれども、やっぱりそう言わざるを得ない部分あると思うんですけれども、やはり具体的な手続に当たっての進め方、やっぱり住民の方、関係する方を対象に説明会を局に依頼しているというふうに最初の答弁で話されましたけれども、やっていただきたいと思うんですよね。

具体的にこういう書類を出していただいて、こういう順番で進めますと、具体的な進め方を。ぜひそのように日程組んで、局のほうに依頼して、あと皆さん方に通知を差し上げて、ぜひそういう機会をつくっていただきたいと思っております。

ある程度の年数かかるでしょうから、それでも。ぜひそういう形で進めていただきたい

いと思うんです。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、副議長が言われたように、やはり一人一人皆さん本当に代替わりしたり、もう亡くなっている方々もいらっしゃる、その当時の防音工事したときのそういう方も。今、老夫婦また一人暮らしという方もいらっしゃる状況を把握しているところでもありますので、ぜひ今、防衛局のほうにその説明会、そういうものをしていただけるような方向で、課のほうでも取り付けておりますので、今後やるということでもありますので、絶対行うということでもありますので、日程の調整はこれからするということですので、その辺りはご理解していただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。やっぱり「まずは希望の届けを出してください」と言われるものの、そこから先、どういった順番があるのか。私いただいた資料によると、希望届をまず出していただいて、対象となる住宅を確認する、あと申込書を出す、申請書を出す、現地を確認する、そこから補助金の具体的な申請、交付決定を受けてから工事着手、いろんな順番ありますよね。これ煩わしいというよりも難しいと思います、やっぱり一般の方々にとっては。

ですから、何ていうんでしょうね、公共事業の一連の事務的な流れそのままだと思うんですけども、部分的にもう少し簡略できる部分がないものかどうか。その辺もいろいろ協議していただいて、ぜひ該当される防音工事をやった方々に対して、そういう手順を踏んで説明をしていただきたいと思います、なるべく早めに。

多分申込みというか、希望届出している人もあるやに聞いています、局のほうでは。ですので、ぜひそういう方向で村でも進めていただきたいと思いますというふうに考えます。改めて伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今言われたように、局のほうに手続の簡素化、様々な部分についても要望していった、住民の方々が本当に納得いけるような形で実施されるのが一番好ましい形だと思いますので、そういうことも申入れをしながら、一つ一つ丁寧な説明に心がけてまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 2件目に移ります。

河川の土砂撤去しゅんせつでありますけれども、まず具体的に2番目で質問しました、善川の神明堰の現状です。

私も地元の方から話を伺って、3月なってからでしたか、確認しましたら、相当の土砂がたまっていたんですね、堰の前後に。もうこういう状況では堰上げられないだろうと、春先までにいうふうに思っていました。

そうしたら、何とか取りあえず堰を上げられるだけに応急的な土砂撤去をなされたんですね。堰が上がるように、その部分だけなつたんですけれども、「何で入ってきたのや」と聞いたら、いろいろあると思うんですけれども、とにかく上から流れてきたことは間違いないわけですから、最初の答弁でいろんな要因挙げましたけれども、そのうちの1つか2つかなと思うんですよね、実際には。ですので、流れてきてしまったものを止めるわけにはいきませんが、やっぱり撤去しなくちゃいけないと思うんですよね、あのままでは。ですので、取りあえず今の段階では、堰の盤は張って、出水はなっていますけれども、堰の下流も相当の長さにわたってたまっています。むしろ上流よりも下のほうですよね。

ですから、最初の答弁で、神明堰の部分が何メートルでしたっけ、何メートルだか撤収しますというようなお話ありましたけれども、それというのは今回の流れた土砂の分を撤去するという事なんですか、確認したいと思えますけれども。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 都市建設課長に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 村長答弁しました1件目の神明堰上流部の護岸復旧29.1メートルにつきましては、以前の災害復旧工事の残った分が宮城県の分として、護岸復旧工事がございますので、それを令和7年度で実施するという事での記載となっております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今回流入した部分の撤去ということではないということなわけですね。

善川に限らず、村内のいろんな河川いっぱいあるわけですが、やはり上流から流入する土砂が多い河川と、中にはそうでないところもあるかもしれません。

特に善川については、演習場に起因する理由がかなりあります。河川もそうですし、ため池もそうでした。今、新田沢ため池のしゅんせつやっていますけれども、あれはも

う100%場内からの流入ですから。

ですから、そういうことで、これも1年で終わる部分ではないと思いますから、年次計画で進めるようになると思うんですけれども、ぜひ一事案として、取りあえずこの神明堰についてはやっぱり早急に下流も含めて撤去していただくように、県管理の部分です。原因はともかく、そういうことで働きかけをしていただきたいというふうに考えるんですけれども、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、やはりこちら私も自分の手元に今の現状の写真がございます。

やはりこのような形では、なかなか本当に大変な状況も分かるところでございますので、令和7年度内に復旧として29.1メートル実施するというところでございますので、それがどの時期になるかはちょっと分かりませんが、県のほうといろいろと、副村長のほうにもですがお力添えをいただきまして、強く要望していただくよう、私のほうからもお願いしていきたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） この土砂のしゅんせつについては、県管理、村管理、何か所の河川か今実施しているわけでありまして、それぞれに延長とすれば相当の延長だと思っておりますよね。

ですので、全体の計画がどの程度の総延長で、令和6年度までにどの程度進んでいるものか、そういった概要というのはどうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） まず、河川延長につきましては、国管理河川善川が1.8キロメートル、県管理河川につきましては善川で9.2キロメートル、埋川につきましては5.8キロメートル、榎田川については1.6キロメートル、焼切川につきましては1.7キロメートル、荒屋敷川で1.7キロメートル、県管理の合計が23.2キロメートルございまして、さらに村管理河川としては榎田川で900メートル、沓掛川で3キロメートル、焼切川で800メートル、駒場川で5.6キロメートル、大森川で2.7キロメートル、木通川で1.7キロメートルの村管理河川14.7キロメートル、全て合計して、10河川合計で39.7キロメートルが村内を流下している河川というふうになります。

その中で、村長が答弁したとおり、過年にしたものの、あとは今後するもののほかにも、

国のほうでは善川の掘削護岸の今年度で善川の遊水地工事の関連事業ですね、全て完了することとなりますので、それに関連した事業が今年度で8事業予定をされております。

ですので、国管理に係る部分につきましては、今年度で全て完了するというふうになりますけれども、先ほど来お話のあったとおり、県管理河川につきましては、河川の維持管理計画に基づきまして県のほうで阻害率、河川断面の阻害が2割程度を超えなければ土砂しゅんせつをしないというある一定の基準がございますので、そこは基準にもあるとは思いますが、その場所場所をこちらのほうで見た上で、その都度情報を共有しながら、撤去のほうを依頼をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 国、県、それから村管理の総延長で39.7キロメートルですか、約40キロメートルって大変長い延長ですよ。

具体的に、昨年度まででそのうちの程度の割合でこのしゅんせつ工事済みなものか、その辺は把握なっているんですか。そのうち何パーセントぐらい進んでいるのか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 国管理河川は先ほど申し上げましたとおり、今年度で形上と言ったら申し訳ないですけれども100%になりますし、県管理河川ですと、焼切川と奥田川と荒屋敷川につきましてはほぼ完了しているような状況ですけれども、善川につきましては、県管理河川海老沢橋から上流が県管理河川というふうになりますので、国道4号から国道457号の若干上部までの善川については、河道掘削土砂しゅんせつをしておりますけれども、それから先の区間はまだ手つかずの状況ですし、埋川につきましても、国道4号から上流部につきましては手つかずの状況ですので、割合でいくと恐らく2割から3割程度しか完了していないというふうに認識しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 延長の短い河川については、そんなに長い期間はかからないと思うんですけれども、やっぱり中で善川、それから埋川、村内に相当の長さあります。

ですから、かなりかかるのかなというふうに思うんですけれども、いずれも県管理の部分になると思うんですけれども、年次計画でどの程度の年数でとにかく考えているのか、具体的には別ですけれども、早めに、早めにといいますかね、ある程度の期間で終わるようにしていただかないと、早いところでしゅんせつしたところ、逆にまたたまっ

てきてしまいますから、何年かたつと、ずっとそのままではありませんから。ですから、これはいつまでたっても終わるといことないのかもしれないかもしれませんが、そういうことでやっぱり予算の伴うことでありますけれども、ある程度早期に完了するような計画で進めていただくように、なお村としても強く要望していただきたいと。

なおかつ村管理の部分についても、これもいろんな事業いっぱいありますけれども、その中で適正な予算配分のもとで進めていただきたいなというふうに考えるわけですが、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 県のほうにも県管理の河川、善川、埋川、こちらはやはり善川で9.2キロメートルですか、あと埋川で5.8キロメートルですね、このあたりについても県のほうに年次計画として示していただけるような形をお願い、要望していくことと、また村管理の河川14.7キロメートルにつきましては、やはり駒場川が5.6キロメートルで一番長いわけでございます。

そんな中で、やはり村の予算、財源、そういうこともいろいろと工面しながら現在やっているところでございますので、このことにつきましても、何割かのパーセントについてはこちらに予算配分ができるかどうか慎重に、課内様々なところ全体で考えていきながら、そのような計画を立ててまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 何かと言えば、やっぱり問題は財源かと思えます。村でやっている今の工事についても、緊急しゅんせつ推進事業債、起債を活用しているんですけども、どういった場所が区域が起債の対象になるのか。それ以外の起債とか、補助事業があるかどうか分かりませんが、起債の対象になるものがあるのかどうか。ほかの起債とか、やっぱり財源をきちんと見つけていただいて、一般財源だけではなかなか難しいと思えますから、そういうことで進めていただければなと思えます。

どうなんでしょうか、この辺、起債については、これしか該当するような起債がないのかどうか、具体的には。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） あくまで普通河川、村管理河川に関しては補助事業というものが対象となりませんので、この起債が対象となりますけれども、国土強靱化に係る緊急

5か年の中での含まれている起債ですので、一応令和7年度で国土強靱化に関しては終了すると。ただ、今、国のほうとしても今後も続けられるように、国としても要望を続けているということでございますし、さらに河川に関して申し上げますと、河川のしゅんせつだけでは問題が解決しないこともありますので、その根幹となる治山・治水ですね、そちらのほう为重点的になるのかなというふうに、個人的に思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） いろんな河川によって現地の状況が違いはあるわけですがけれども、やっぱり大きなところについては被害が出ている、被害といいますか、ほかの要因での被害もあるところもでございます。

例えば、一つは獣害、イノシシの被害ですよね。そういった出没のあるところは、河川の堤防も相当被害を受けております、現実には。それでもって、堤体が何ていうんでしょうね、洗堀されているようなところもあります。

ですから、大雨だったり洪水なったりしたら、当然さらに洗われますので、そういう観点からも河川としての維持管理上の懸念も出てきますので、そういう観点からも通常のしゅんせつということだけじゃなくて、河川の維持の面からも訴えていただければなと思うんですよね。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 答弁は。村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、大瓜上、下、松原地区の方々の要望書にもあるとおり、やっぱり河川の管理、用水路の対策、それから有害鳥獣の被害、こういうようなことは皆さんも本当に重々承知で住民の方々もいらっしゃるところだと承知しているところでございます。

今後、やはりそういうことを踏まえながら、県・国そして村としてどのような起債、様々の部分が使えるかも判断しながら、一つ一つ解決の方向に向かってまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 河川の管理については、従来からの地元の方々の協力で、河川愛護作業をやってきていただいておりますけれども、それも昨年からは委託事業というようなことで変わってきております。当然かかる経費を県なりにいただいて、地区の方々に作業的に委託しているということも始まっていますので、除草に限らずやっぱり河川の維持管

理上の面からも、そういった部分の今回の維持作業もその一環だと思いますので、そういった関連からも除草作業のほうも、村内全地区河川あるところはやっているんでしょうけれども、そういうことで、河川管理の面からも除草の委託業務の位置づけをきちんと定めて、定めてといいますか、位置づけをはっきりさせて、地元の方々の協力をいただくというようなことで進めていただければなと思うんですよね。最後の質問にしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 河川につきましては、ようやく、今、副議長が言われたように委託事業という形になることができました。本当にこれも議員の皆様はじめ住民の皆様の思いが、ようやく実った形になっております。

河川土砂撤去とかそういう部分につきましても、やはり最初の答弁でも言いましたように、副議長をはじめ議員の皆様方の絶大なる応援と、また住民の方々の要望ということがとても大きなものになりますので、今後も一緒になって要望活動、そういうものをしていきながら、このような河川についても、土砂撤去につきましても、県、国、様々な部分で要望活動を一緒に賜ればと思いますので、どうぞ要望活動等にご協力をこれからもお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。（「以上で質問を終わります」の声あり）

議長（高橋浩之君） 以上で石川 敏君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を2時25分といたします。

午後2時15分 休憩

---

午後2時25分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告順位4番、早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 通告順位4番、早坂美華です。

通告に伴い、一問一答で2件についてご質問いたします。

初めに、小・中学校のプール授業外部委託の考えについてと題しお伺いいたします。

小学校プールは、昭和54年に建設され約46年が経過し、また、村民プールにおいても平成12年に建設され約25年が経過しております。

財務省令減価償却資産の耐用年数表には、水泳プールは耐用年数30年と記載されてお

ります。プールの老朽化を考えれば、今後の修繕費や維持管理費は、現在の物価高騰を考慮した場合に村としての負担が大きくなることが想定されると思います。維持管理費もですが、専門的知識を持った方の指導や事故防止と盗難事故の防止などを含め、今後、学校で行われるプール授業について外部委託することを視野に入れていくべきと思い、本村の考えをお伺いします。

1点目、小学校プール、村民プールそれぞれ1年間の維持管理費は。

2点目、過去3年間の修繕内容と費用は。

3点目、今後見込まれる修繕内容と費用は。

4点目、事故防止等の取組は。

5点目、県内でもプール授業の外部委託が行われてきているが、今後、本村でも導入する考えはあるか。

次に、2件目、SNS等の更新についてと題しご質問いたします。

昨年9月議会において、大衡村ホームページ、SNS等についてと質問し、約8か月がたちました。

ホームページにおいては、今年度リニューアルするので期待しているところでもあります。本村も様々なSNSなどでの発信は行っているのですが、正直様々あり過ぎていてどれを中心に発信しているのか、情報発信の時差も感じる場合があります。SNS等の情報発信は、タイムリーに知りたい情報を得られることが重要と思います。最近ではひら麻呂もSNSを始めており、様々な分野・視野から情報を発信していくのだという思いも感じております。

ですがその一方で、今後、情報の更新に偏りが出てくる可能性があるのではないかと、既に偏りが出てきているのではないかとこの思いもあり、本村の情報や魅力などを今後どのように発信していくのかお伺いします。

1点目、本村においてSNS発信についての規約はあるのか。

2点目、現在発信しているSNSそれぞれの役割は。

3点目、大衡村公式ユーチューブを今後どのように活用し更新していくのか。

以上の2件についてお伺いいたします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） それでは、早坂美華議員の一般質問にお答えをいたします。

1件目につきましては教育長より答弁させていただき、2件目につきまして私から答

弁を申し上げます。

2件目のSNS等の更新について問うとの一般質問にお答えをいたします。

大衡村では、現在、LINE、旧ツイッターのX、インスタグラム、フェイスブック、TikTok、ユーチューブを公開しており、大衡村の村政に係る内容を主に発信するSNSアカウントと、大衡村PR大使のひら麻呂が本村の魅力を発信するSNSアカウントの2種類を、各SNSの特徴や閲覧者のニーズを踏まえ運用しているところです。

まず、1点目の本村においてSNS発信についての規約はあるかのご質問ですが、村公式LINE、X及びTikTokについては、大衡村公式SNSアカウント運用方針を定め、村政に関する情報などを村内外に発信することを目的に運用をしております。

また、企画財政課公式インスタグラムアカウントにつきましても、大衡村企画財政課公式インスタグラムアカウント運用方針を定め、広報広聴業務において取材を行い、撮影した写真のうち、紙面の都合上、やむなく広報紙へ掲載を見送った写真等を掲載するものとしています。

なお、ひら麻呂SNSアカウントについては、大衡村公式ひら麻呂SNSアカウント運用方針を定め、本村の魅力を発信する目的で運用しているところです。

次に、2点目の現在発信しているSNSそれぞれの役割はとのご質問ですが、村公式SNSでは、防災情報やイベント情報、納税のお知らせなど、村政全般に係る情報発信を、ひら麻呂SNSでは、大衡村PR大使であるひら麻呂が観光や特産、イベントの施策をはじめとした地域の魅力全般を村内外に発信し、大衡村の知名度向上やイメージアップによる経済振興及びふるさと納税寄附額増加を図ることを目的に発信しています。

なお、現在、SNSそれぞれの特徴を踏まえ、用途等に応じたSNSの効果的な使い分けについて、広報委員会において協議を続けているところです。

具体的には、LINEは登録者のスマートフォンにプッシュ通知されるという特徴を生かして、防災情報や無線放送の内容などを中心に、Xは気軽に閲覧できることから、村内外双方の情報を中心に発信するようというようにすみ分けを図って運用してまいりたいと考えています。

また、インスタグラムについては、投稿に写真が必須という性質から、1点目でお答えしましたとおり、広報取材において撮影した写真を紹介することを中心に活用していきたいと考えているところです。

次に、3点目の大衡村公式ユーチューブを今後どのように活用し更新していくのかと

のご質問ですが、現在、ふるさとCM大賞への出展作品や万葉ジョイント体操の映像を公開しており、本村の映像アーカイブとして活用しているところです。

現在、尚絅学院大学と包括連携協定の中で、本年度は村のPR動画の制作についての取組を既にスタートしており、その成果についてはユーチューブにおいて広く公開する予定です。今後とも多くの方々に本村の魅力が伝わるような映像の作成や掲載に取り組んでまいります。

私からの答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 教育長、登壇願います。

教育長（丸田浩之君） よろしくお願ひ申し上げます。

1点目の小・中学校のプール授業外部委託の考えについてとの一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の小学校プール、村民プールそれぞれ1年間の維持管理費はとのご質問ですが、小学校のプールにつきましては年間維持管理費として約120万円、村民プールでは約150万円かかっております。内容といたしましては、電気料や上下水道料、消毒用薬剤代、プール水の検査手数料、ろ過機の保守点検や高圧洗浄業務委託料が主なものであります。

2点目の過去3年間の修繕内容と費用はとのご質問ですが、小学校プールでは、令和4年度に配管の修繕で7万7,000円、令和5年度はろ過機装置の滅菌装置台座部分の修繕で29万4,800円、令和6年度はろ過機のエア抜きコックの部品交換で6万6,000円となっております。

村民プールは、令和5年度にプールシャワーの修繕で15万8,400円となっております。

3点目の今後見込まれる修繕内容と費用はとのご質問ですが、小学校プールでは、今年度、ろ過機装置の部品交換とポンプモーターのオーバーホールなど、ろ過機装置周辺の修繕を約250万円で予定しております。ろ過機本体につきましては、ここ数十年、大規模な更新工事は実施しておりませんので、今後ろ過機装置周辺での修繕が必要になってくると考えております。

村民プールにつきましても、今年度、ろ過機装置用の配管やヘアキャッチャーの交換を約70万円で予定しております。

4点目の事故防止等の取組はとのご質問ですが、毎年、県教育長の保健体育安全課からプール安全確保のための使用期間前点検の実施についての文書が発出されており、そ

の文書に基づき、小学校プールにおいて安全確認を実施し、授業においても教員及び支援員が児童の安全確保に努めております。

村民プールにおいても同様で、施設の安全確認や一般開放時に関心を置くなど、プールを楽しく安全に利用してもらうため、事故防止に努めております。

5点目の県内でもプール授業の外部委託が行われてきているが、今後、本村でも導入する考えはあるかのご質問ですが、学校では限られた時間で水泳の授業を実施しているため、移動に時間がかかることを考慮すると、現状では水泳授業の外部委託は考えておりません。しかしながら、小学校プールは老朽化が進んでいることから、今後、水泳授業の在り方を総合的に考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 小・中学校のプール授業外部委託の考えについて再質問させていただきます。

1点目ですが、物価高騰、光熱費の高騰を踏まえますと、今後も維持管理費もますます増額していくものだと思いますが、今年度の維持管理費は去年のどのくらい上がる予測なのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） では、担当課長、佐野課長から答弁申し上げます。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 今年度の部分について、維持管理費につきましては、例年どおりほぼ同じぐらいの、例えば小学校プールであれば120万円程度、あと村民プールであれば150万円程度になるものと予想しております。予算ベースですけれども、そういった形で考えております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） それぞれのプールの管理者をお伺いします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 学校においては、校長でございます。

それから、村民プールにつきましては、教育委員会となっております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 水温チェックや水質検査などはどなたが行っているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 学校におきましては、教職員が行っております。

それから、村民プールにつきましては、2パターンの使い方がございまして、中学校が使ってる場合には中学校の教職員、それから、夏期の開放につきましては、そこで監視員が行っているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 教職員における授業以外にプールに関する業務はどれぐらいあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 例えば小学校ですと、6学年ございますので、学年を分担して6年生は例えば月曜日となりますと、6年生の担任が朝であるとか放課後の確認、それから自分の学年が入る前の各学年ごとの水温、それから水質のチェックという形になっているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 教職員の給水ミスなどによる水道料金の多額請求は全国的に発生しており、宮城県内でも近年、富谷市や栗原市でもありました。学校プールの管理業務を担当する教師などにとって過度な負担につながっていることもあり得ますので、小学校や中学校、あと夏休みですと社会教育課などでは、そういう過度の負担にならないような体制にはなっているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 今、過度という質問にまず答えるわけなんですけれども、プール監視、プールの水質管理等、そういうところは基本教職員に任せないよというような通知が、今、下りてきているところでございますので、今度の校長会で村費の技師が入っておりますので、技師の活用について、今後検討して、活用してまいりたいと考えているところでございます。

負担の軽減を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 何かあった場合などに教職員が損害賠償を担うおそれなどがありますので、チェック体制などしっかりもう一度確認していただき、今年度も安心したプール授業を進めていっていただきたいと思います。

次に、2点目と3点目についてです。

小学校プールの修繕費、3年間では約44万円ですが、令和2年から令和6年度の過去5年ですと1,367万円です。経過年数46年です。年数と金額をどう捉えますか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） まず、年数ということで、初期昭和54年から建設されて46年が経過しているということで、年数はやはりかなり経っているなど。特にろ過機においては、大分使っている年数は長いと捉えております。

それから、金額もやはりかかってはきているなというところで捉えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 今後見込まれる修繕内容、修繕費につきましても、ろ過機周辺の修繕で250万円。これをもしろ過機周り更新の場合だと1,300万円かかります。少しずつ直していく場合であっても、維持するためであり、長寿命化は見込めないと思いますが、小学校プール、今後どのようにお考えですか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 今お話しされたとおり、今の試算ですと小学校のろ過機を交換しますと約1,300万円かかるというように捉えております。

あとは、費用対効果と、先ほど小川議員から一般質問がございましたけれども、小中学校の一貫校ということも考えまして、その施設を小学校の跡地にというのであれば、そこのろ過機を換えて継続ということも考えられなくはないと思いますけれども、これも具体例ですけれども、中学校のほうに持っていくとなって、小学校のろ過機を換えてまで1,300万円を払ってまで、そこで小学校のプールを活用するかということになると、これはやっぱり考えなきゃいけないことではないかなというところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 村民プールにおいては、ここ5年間で約56万円程度だとは思いますが、

25年経過していますので、今後、ろ過ではなくほかの部分でも大きな修繕箇所も出てく  
ると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） プールにつきましてもなんですけれども、今のところ、中学校の村民  
プールですね、このところが大きなというのは見当たっていませんけれども、使いな  
がらいつ故障が起きるとも限りませんので、現時点ではまだ使えるなというように把握  
しているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 水遊びの楽しさ、そして水の怖さを教えられ、命を守る教育のプール授  
業だと思っていますので、それをなくさないように、先を見据えてのお話を今後お  
願いしたいと思います。

次に、4点目です。

令和6年7月に、高知県で小学生がプール授業中に溺れて亡くなる事故がありました。  
小学4年生36人に対し、教職員3名でした。

本村は、児童何名に対し、教職員何名体制なのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 基本何名というくくりではなくて、基本学年で入っておりますので、  
1学年につき担任2名と、それから支援員1名という3名体制で行っております。

支援員が入れないときには、主幹教諭であるとか教頭であるとか、そのような形で必  
ず複数多い人数で見るということで、3名体制で行っているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 3名体制、そちらはしっかりとした体制が組まれていると理解してよろ  
しいでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） そのとおりでございますし、金曜日の校長会でもさらに確認をして、  
不備、落ちがないように、大切な命を預かっておりますので、安全・安心を第一に取り  
組んでまいります。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 夏しか行わない授業ですが、安全に関する知識、緊急時の対応など、専門的な知識や技能が必要なのかと思いますが、プール授業に関するマニュアルや研修などはあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） マニュアルにつきましては、教育計画の中に入れておきまして、夏休みの前に必ず確認することになっております。

それから、万が一の場合に緊急蘇生法であるとか、AEDの使い方、消防署の方を呼んで毎年実地で研修を積んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） いざというときに対応できるように、今後も続けていってほしいと思います。

最近のニュースでは、小学校プールの蛇口やシャワーヘッドが盗まれるというのがニュースでやっております。本村では起きないと言えないことだと思いますが、何か対策など今後考えたりするのでしょうか。

議長（高橋浩之君） まずは、教育長。

教育長（丸田浩之君） 過去には聞いていないと、今ここで確認したところなので、私も初めての夏のプールの授業になるんですけれども、私が校長でいた3年間もそのようなことはございませんでした。大衡村は幸いにも治安がよくて、そのようなことがなかったというのが幸いだなと思っております。

ただ、蛇口を盗まれないようにするには、一回一回取る等の作業が必要になってきますし、また固定というのも大変かと思しますので、今はきちっと施錠をして、それで対応を図っていくということが一番適切な対応なのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 何ていうんでしょうかね、金属部分の持ち帰りというのは当然ないんですが、過去にちょっとこれ私が多分教育学習課長の年だったかと思うんですけれども、10年ぐらい前だと思いますが、村民プール、中学校前の村民プールに汚物が投げ込まれていたということがございました。あとは、村民体育館周りでもそういった汚

物があったということがありましたので、そういった点で、そういったことはあったということだけ申し添えたいと思います。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） ニュースでは、大体小学校13校ぐらいで、損害額も本当100万円を超える額だったとたしか覚えています。

それで、防犯カメラ、監視カメラなどは現段階であつたりするのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 現在のところはつけてございません。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） カメラは防犯を未然に防ぐこと、事故防止、事故発生時の迅速な対応、事故後の検証など、様々な場面に役立つと思われます。

村民プールの場合においては、夏休みの間、開放も行っていますので、自転車で来る方、車で送られてくる方、様々いると思いますが、ですので、更衣室などプライバシーの損害にならないところに今後つける検討をしていただいたほうがいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 一番はまず、今プールの話出ましたけれども、安全・安心といったところで、私は2つ今考えて、1つは不審者対応です。不審者対応の場合、この大衡の立地条件、周りの環境というんですかね、何か覆われているわけではないので、非常に開かれている学校というんですかね、そういうところでございます。そういうところだから危険がすごく予想されるかという、私はそうでもないと思っていて、やはり外部の方の目が届くということが大事なのかなと思っていたところでございます。

あともう一つは、佐野課長が話しましたけれども、水質の保障というんですかね、あとはガラス片であるとか、外的な何か危害が及ぶことがありますので、確かにカメラというのは、そこにカメラがあれば一つの抑止力にもなりますので、あとは投げ込む人がいるとすればやっぱり夜間かと思しますので、その辺の夜間の撮影の感度というんですかね、赤外線であるとか一度調べてみないと分からないなというところでございます。

ですので、早坂議員からご指摘ありましたけれども、私は一度調べて見たいなあと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 何かあってからではもちろん遅いですので、それこそさっきのニュースみたく、大衡でもないというわけではないので、事故防止などにもつながりますので、ぜひ検討だけでも、お話しだけでもお願いしたいと思います。

次に、5点目です。

プールの老朽化、職員の専門性不足と負担の増加、暑さ指数による授業時間数の削減、安全面への考慮により全国多くの自治体でプール授業の実施を見直す動きが進んでいます。県内でも気仙沼、名取市、富谷市においてもプール授業の外部委託が始まっています。

本村もプールの老朽化を含め見直ししていくところに来ていると思いますが、改めてどうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） プールの見直し、確かに私の先ほどのお話で述べたとおり、外部委託は、現在のところは考えておりません。

ただし、老朽化が進んでいることから総合的に考えていかなければならないというようにお答えしたとおり、やはり総合的には考えていかなきゃない時期には来ていると私は思っております。

外部委託をした際に、やはりメリットとデメリットがございまして、メリットは、今、早坂議員おっしゃられたように、水泳に特化して水泳の専門家が教えると、それから、教員も入って見守りをしますから、安全体制も確かに確保されると、水の管理も行き届いているでしょうということではあります。メリットはあります。

ただ、デメリットとして、やはり時間的なところでございます。近くの民間施設に行くとなれば、最低限バスに乗っている時間だけでも10分かかる。そして、バスに乗るだけでも小学校1年生をイメージしたときに、それでも時間を要する、降りても時間を要する、忘れ物ないかと確認をしたりであるとか、非常に長い時間がかかってしまうと、その時間的なロスが非常に大きいなと考えているところでございます。

ですので、先ほどのところに戻るんですけれども、総合的にプラスマイナス、メリットデメリットを考えながら、あと施設面も考慮しながら考えていきたい、そして、調査もしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 村長、思い切って村内にプール授業で使えて、授業以外の時間では、村民の方も入れる室内村民プール、造りませんか。なるべく財源以外の言葉でお答えいただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 目が覚めるような声でご質問いただきました。

様々教育長が答弁したところでございます。やはり総合的に考えていかなければならないこと、そして、午前中ですか、午後かな、小川克也議員の一般質問の答えにもあったように、これから10年先を見据えて小中一貫校にするものなのか、義務教育学校にするものなのか、給食センターが中学校のほうにございますので、そのことも考慮しながら、今後の動向を様々なニーズ、様々なことを総合的に判断いたしまして、そして、今あったように健康長寿のためにもやはりプールでの水の動きというのは、老若男女というか、若い方も年配の方々も本当にいいということ聞き及んでおりますので、そういうことも総合的に考えて、財源ということは考えないような形で、今後やはりそういうようなことを前向きな形で考えていくような形が本当に必要になってくると思っております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） ありがとうございます。

外部委託のメリットは、教職員の負担軽減、自治体としての整備の維持・更新がなくなるのでコストの削減、専門的な指導員や監視員の配置による児童生徒の安全確保、天候に左右されないなどがあります。

ですが、外部委託になりますと、先ほどのお話のとおり、委託先、移動手段の時間、お話し合いなどもとても重要になってくることだと思いますので、簡単にできることではないと分かっていますので、どんな形であっても子供たちの安心・安全、あと保護者の安心を守り、プール授業をなくさないように、あと時間も減らさないようにしていけたらいいなと思っておりますので、そこのお考えをもう一度聞いて、次に2件目に移りたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 夏場になると子供たちはすごく水泳を楽しみにしているんですね。物

すごく寒い時でも「入りたい、入りたい」と、「今日無理だよ、寒いよ」と言っても入りたいと。それだけ子供たちが楽しみにしている授業でございます。

その楽しみをちゃんとかなえるように時間を確保して、そして、安全・安心をとにかく第一に考えて、水泳指導に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 次に2件目、SNS等の更新について再質問させていただきます。

運用方針に沿った配信はできているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 企画財政課長のほうから答弁させます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 運用方針に沿った取扱いで進めていると思っております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 様々なSNSで大衡村として情報を発信していますので、いま一度、しっかりと内容を確認し、トラブルなどが起きないように、運営方針に沿って活発に発信していただきたいです。

2点目です。LINEについて。

朝7時、夜7時、あと3時など発信されています。しっかり流れてきていて、無線放送を聞き逃してもLINEで確認することができるので、皆様助かっていると思います。

Xについては、こちらの更新は各課行っているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 各課ということであれば、ちょっとそこまでは把握しておりませんが、ご覧になって分かるとおりの状況でございます。そんなに頻繁に活用して情報発信しているという状況ではないというふうに考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） X、最初の頃はいろいろな行事やイベント、ヤマユリの開花状況などが発信されていきました。今年の5月の投稿、ほぼひら麻呂のリポストでした。

その中でも、ネットワーク障害発生や復旧報告などはタイムリーな発信だと感じました。あとは納税など、村民へのお知らせだけです。

この記事内容だけだと、村外の方は私は関係ないと思い、フォローしたいという気

持ちにはならないと思います。村民向け、村外向けへの発信が混ざり合っている、こんがらがっている感じがします。いま一度、見直しする必要ありませんか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） ご指摘のような状況でございまして、運用方針としては、村内外に発信することを目的とするということで令和6年からスタートしたわけですが、今ご指摘のように、タイムリーな話題と村のそのほかの行事のお知らせとかが混在しているような状況で、どちらかというところと内向きなところが大きいのかなというふうには思っておりますので、その辺は先ほど申し上げましたとおり、広報委員会等で議論を今進めているところでございまして、きちんとしたすみ分けなりを明確にしていくような作業を今進めているところでございます。

そういった面で乱立するというような形にはなっておりますけれども、どちらかというと、ひら麻呂のほうは観光面なりということで、そういったところでの運用といえますか、そういったところを期待して進めているところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 次、インスタグラムについてです。

広報おおひら編集記とひら麻呂アカウント、今後どのように分けて投稿していくのか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） そうですね、インスタグラムについては、企画財政課公式インスタグラムというふうにご案内して立ち上げさせていただいているところでありますけれども、説明でもさせていただいたとおり、広報の取材というのは多岐にわたって、いろいろなところの取材をさせていただいております。

また、通常は広報紙のほうで、広報おおひらのほうに掲載するわけですが、タイムリーさを欠く、ちょうど編集と発行の間とかに、ちょうどスケジュールが合わなくて載せられないというのもありまして、そういったところをフォローする観点から、取材して撮影した写真なんですけれども掲載できなかったものを中心に載せていこうということでございます。

ただ、その中でも運用方針、管理者としてちょっと厳しい面もあるのかなと思いますけれども、内規とその運用方針としては、企画財政課の職員が身分証明書を携行して、広報の腕章をつけた上で撮影した写真に限るというような、一定程度の担保をした上で

運用しておりますので、なかなかその辺は柔軟にはいかないところもあるんですけども、自ら決めた運用方針でありますので、こういった中でできる限りの活用を図っていきたくて思っておりますが、ちょっと前置き長かったですけれども、先ほど来のLINEなりXなり、インスタグラム、ユーチューブ、それぞれ同じ担当が1人で、1人でいいですか、主担当と副担当はおりますけれども、広報担当者が全部を担当している。ひら麻呂のほうは産業振興課のほうにお願いしてというか、産業振興課のほうで動かしていただいておりますが、そういった事情もありまして、なかなか手も広げている方法で情報発信をさせていただいておりますけれども、早坂議員おっしゃられるように、なかなかそこがうまく、うまくといいますか、活用しきれていないというのが現状かなと思っておりますので、さらなる努力をしていきたいと考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） インスタグラムもタイムリーにとまでは言いませんが、せめて行事から3日や5日以内に投稿するのが理想かと思いますが、もちろんほかの業務もありますが、厳しいでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 全く反論の余地はないわけでありまして、LINEとかXというのは、もうそこで本当にタイムリーにやれますので、そういったSNSの特性ごとに分けた使い方というのは、当然必要だと思います。

ただ、その中でもやはり取材で撮影したものですから、広報の出版に間に合うようであれば、もう賞味期限が切れているというような感じになるかと思っておりますので、3日から数日ということもありますけれども、そういった努力もしながら、ただ職員の負担のところも考えながら、手分けをしながら発信できるように頑張っていきたいなというふうに思います。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 忙しい中、投稿するのも大変なんですけど、例えばですが、2月20日に行われたことが3月18日に投稿されたり、3月3日のことを3月19日に投稿したり、そこまでの時差はあり過ぎると思いますので、ほかのもそんな感じでしたので、卒業式や入学式で何か広報の方が撮ってくれた写真が大衡のインスタに載るかなと楽しみにしてくれている方もいるかもしれませんので、あまり時差のない投稿をお願いしたいと思えます。

次です。

始めたばかりの大衡村PR大使ひら麻呂アカウント、インスタもLINEも活発です。今後もこの元気な発信を続けられますか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長補佐。

産業振興課長補佐（鈴木智義君） ひら麻呂アカウントにつきましては、5月9日の初投稿以来、職員のほう、今、一生懸命やっております。

もちろん、こちらにつきましては大衡村の魅力発信ということで考えておりまして、内外に対するイメージアップですね、それがメインになりますので、今後とも重点的にその辺は投稿していきたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 例えば5月27日のLINEで、クイズ第2問の内容がなく、「答えは明日」と書いて、次の日の配信はなかったです。多分投稿する写真を間違えたのかなと、違うSNSを見て思いました。

X、インスタグラム、LINE、フェイスブック、投稿する際それぞれしっかり確認を行っていただき、大衡の魅力余すことなく発信していただき、ぜひ偏った更新にならないようお願いしたいのですが、何か対策や考えはありますか。

議長（高橋浩之君） どなたですか。産業振興課長補佐。

産業振興課長補佐（鈴木智義君） 今おっしゃられるとおりで、お恥ずかしい話で申し訳ありません。

こちらにつきましても、基本的にこういったもの不慣れなところもございまして、トライアンドエラーということで、今後ともそういったもののミスがないように、またそれに恐れることなく投稿していくという気持ちも持ちながら、課内でもそういったチェックしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） こうやって話していれば職員の方の努力など熱意は伝わるのですが、見ている方には、やはり村外の方もいるとは思いますが、村内の方もたくさん見ていらっしゃると思いますので、その辺注意していただきたいと思います。

次に、3点目です。

改めて、大衡村公式ユーチューブ、今後どうしますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 本当に早坂美華さんからこの質問をいただきまして、SNSについて、LINE、フェイスブック、それからX、インスタグラム、このような発信が本当に遅れていること、また時差があること、様々なことを改めて、今日多分この議会はテレビで見ている職員もいると思います。

今後、やはり、今、議員から言われたこと一つ一つを注視しながら、自分たちも頑張ろうという気持ちになると思います。

そして、私もフェイスブック見ていて、何かあったときにはシェアという形で全体にもっと皆さんに見てほしいという思いでやるときもございます。そういうようなときもありますので、やはり本当に大衡村を知ってもらうこと、そういうことが一番大事ですし、どんなことをやっているのか、大衡村の魅力の発信、様々なことの発信にもなりますので、今後、今日のご質問を受け一つ一つ丁寧な仕事をしてまいりたい、そのように各課、係もそのように思っていると思いますので、今後ともご指導、ご教示どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 村長、意地悪な質問ではないんですが、前回の答弁で、「本気になって考えなきゃいけないと痛感した」とおっしゃっていましたが、本気になって考えましたか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、前のときにそのように話したということですね。

また改めて本気になって考えてまいりますので、次の本気は多分ないと思ひますので、はい、分かりました。本気になって考えてまいります。よろしくお願ひいたします。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 大衡村公式ユーチューブ、現在ふるさとCM大賞への出展作品や万葉ジョイント体操の映像を公開しており、しかです、しか公開しておりません。

現在、本年度は村のPR動画作成の取組をスタートしているということなんですが、どこまで進んでおりますか。

議長（高橋浩之君） 答弁は、企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 4月中に大学のほうにお邪魔をして依頼をさせていただいたところです。昨年の動画作成等も携わっていただいた教授のほうに快諾をいただきまして、ふるさとCM大賞等もやっていただいた学生なんですけれども、授業の中で取り組んで

いただけるということで、今年もお願いしたところでございまして、明日、あさってですか、具体的に今度学生等とも会いまして、作成そのものについての構想等の打合せをする予定にしております、今後、時期を見てこちらに来ていただいて取材といいますか、撮影等も進めていくということで、去年の学生から引き継いだ方々が今年も頑張るぞというような形になってきておりますので、よりよいものができるのかなというふう

に期待しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 大衡村、このワードは全国に広まったと思います。

では、大衡村はどんなところとなったときに、ユーチューブに飛んでもらい村内の魅力を短編でもつづってアップできれば、もっと本村に興味を持ってくれる方がいると思いますので、ぜひユーチューブを活用し大衡村の魅力を伝えていっていただきたいと思っています。

副村長にお伺いします。大衡村副村長に就任され2か月がたったところだと思いますが、大衡村の魅力、どんなところだと感じましたか。

議長（高橋浩之君） 副村長。

副村長（鹿野 浩君） 私の部屋から七ツ森が一望できます、あと船形山も。

3月までは県庁におりまして、外を見ればビルしか見えないという状況の中、今は自然に囲まれて、大変心健やかに勤務させていただいております。

それで、やはり自然が豊富だというのが一番だと、私個人的には感じております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） では、その自然の豊富さ、どのように発信したらいいと思いますか。

議長（高橋浩之君） 副村長。

副村長（鹿野 浩君） 先ほど来、早坂議員からお話しありますけれども、私、実は広報委員会の委員長をしております、4月以降2回ほど会議をやっております。

その中で思いましたのは、やはりいろいろお話しあったとおり、広報紙にQRコードが何個も載っていると、今回ひら麻呂のアカウントも増えたということで、今、村の情報発信というのは、役場目線、縦割りでそれぞれの各課が広報したいことをそれぞれやっているという縦割りの感じを受けております。

やはりこういったインターネットを使った、SNSを使った情報発信というのは、やっぱり住民目線で、見る側の目線でやるべきだろうなど。そうでなくても今、スマホに

アイコンがいっぱいある世の中で、大衡村に関するものだけが何個も何個もというのは、見る側が多分歓迎していただけないだろうというふうに思っております、その辺少し、冒頭村長からもお話をさせていただきましたが、効果的な情報発信の方法を考えております。

4月に来まして2か月間感じていることを広報委員会の中でも議論しておりますので、その辺は住民目線で情報発信できるように今後、工夫していきたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 様々なアイデアで今後活発な更新していくことを期待しておりますので、お願いします。

私も「更新してください」と口で言うのは簡単ですが、大変なのはもちろん企画・撮影・編集です。お声をいただければ私もぜひ参加しますので、一丸となり進めていけたらと思います。

まだまだ聞きたいことはありますが、私が言いたいことは、村長も課長さんも分かっていると思いますので、今後に期待しております。

最後に、意気込みを村長と課長に聞いて終わりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 本当に早坂議員からの質問を受けて、これから大衡村として本当に情報発信、こちらが足りないことを痛感したところでございます。

先ほども「本気になってやっていくということを前にも言ったぞ」というお話もございました。今回もその2乗として、2倍頑張っていくような形で私も、けれども理解していただきたいのは、本当に職員も大変な部分もあるということも、先ほど言ったように、企画から編集から様々な部分がありますので、忙しい忙しいも言っていられないこともありますので、副村長も言いましたけれども、やはり役場のこちらの目線じゃなく住民目線で、自分が見てやはりわくわくするとか、生き生きするとかそういうような部分というのがとても大事になってくると思いますので、そういうことを感じられるような、そのようなアカウント様々な情報発信してまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 職員を代表して、企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 村長、副村長がお話しした後でということで大変恐縮なんですけれども、今お話しした内容かと思っておりますけれども、なかなか泣き言を言っているわけにもいきませんので、まずは一つ一つ、これまでもホームページ等も取り組んでまいり

ましたが、企画財政課としても課員一同力を合わせて、また、役場全課挙げて協力をいただきながら、一つ一つ着実に改革を、改革といいますか、住民目線で進めていきたいなというふうに思っておりますので、前にも申し上げたかもしれませんが、厳しくも温かく見守っていただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で早坂美華さんの一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を3時30分といたします。

午後3時20分 休 憩

---

午後3時30分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告順位5番、赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 通告順位5番、赤間しづ江でございます。

私は、村民の健康をどう守るかという大きなタイトルについて、一問一答で質問をしたいと思っております。

生涯にわたって心身ともに生き生きと暮らしていくためには健康が一番であると、どの人にとっても変わらない願いです。第3次おおひら健康プラン21が、今年3月に策定されました。計画期間は、令和7年度から令和18年度までの12年間、新たな段階の計画であります。

「健康寿命を延ばしましょう」「一人ひとりの積極的な健康づくり」「生活習慣病の発症予防・重症化の予防」、これが重点目標でございます。それに基づき村民の健康づくり、この事業を推進を図っていく計画となっております。

自分自身の健康状態をチェックし、家族の健康に向き合う機会とも言える総合健診が7月から始まります。健診については既に始まっているものもございますが、住民が関係する総合健診はあと1か月後ぐらいに始まります。

住民一人一人の健康を守り、主体性を持って取り組み、そして、続けられる健康づくり、これをどう支援していく考えなのか伺いたいと思っております。次の5項目を質問いたします。

質問1項目め、三密を避ける、外出の自粛など見えないウイルスによって様々な制約を受けた健診、受診控え等もあつて心配された時期もありましたが、コロナ禍後の健診の受診率の推移、これはどうなっていましたか。受診率をさらに向上させるための対策

について伺います。

項目の2点目です。働き盛りの現役世代を直撃していると言われていた各種のがん、がん検診を受けてもらうための働きかけの強化策、これをどう考えていらっしゃるのか伺います。

質問項目の3点目です。健康づくりの新メニューとも言える健康ポイント事業。これは関係課、団体との連携が不可欠と言えます。老若男女問わず、分野を問わず、きっかけをつかめば楽しんで取り組めるこの事業が目指すものは一体何なのか、これについて伺います。

質問項目の4点目です。健康づくりの環境整備の一環として、公共施設に血圧計と体重計、これを設置してはどうでしょうか。

項目の5点目です。大衡村は、5,400ちょっとの人口、小規模自治体ならではのきめ細かいそれぞれの住民に配慮された健康づくりの情報発信と、健康づくりの機運を途切れることなく継続するための対策をどうお考えなのか。

以上、5項目についてお尋ねをいたします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 赤間しづ江議員の住民の健康をどう守るのかとの一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目のコロナ禍後の健診の受診率の推移はどのようになっているか。また、受診率をさらに向上させるための対策はとのご質問ですが、特定健診の受診率は、令和5年度は59.5%、令和6年度は暫定値で60%となっており、コロナ禍の令和2年度と令和6年度を比較して10.6%上昇しています。

後期高齢者健診の受診率は、令和5年度は39.5%、令和6年度は41.5%になっており、同様の比較で11.5%上昇しております。

なお、各種のがん検診についても、全ての検診においてコロナ禍と比較して受診率が上昇している状況であります。

受診率の向上にむけては、広報、無線放送、ホームページ、LINEでの情報発信に加え、特定健診については、集団健診の未受診者全員に、前立腺と結核肺がん検診以外のがん検診については、受診申込みをされていない対象の方に対して、それぞれ受診勧奨を行っております。さらには、子宮がん及び乳がん検診について、集団検診後の未受診者に対し、個別検診の勧奨をしております。

その他、令和5年度からウェブから申込みの対応をしており、申込みしやすい環境を整え、さらなる受診率向上に取り組んでおります。

2点目の現役世代を直撃していると言われていたがん、受診への働きかけ強化をとの質問ですが、一括申込みにおいてがん検診の欄が空欄だった方に、それぞれの検診受診の勧奨を実施しているところでもあります。また、精密検査の対象者に対しては、検診団体から検査結果に合わせて勧奨通知を行い、その後、精密検査を未受診の方には、保健師や管理栄養士が電話や訪問で受診を促し、精密検査へつないでいるところでもあります。

3点目の健康づくりの新メニュー「健康ポイント事業」は、関係課、団体等との連携が不可欠であります。老若男女問わず取り組めるこの事業の目指しているものはどの質問ですが、村民一人一人が自ら健康をつくるという意識を持ち、年齢や生活スタイルに応じた運動習慣や健康づくりのきっかけづくりになることを目指しているものであります。この事業は、ポイントカードへの記入式となっており、高齢者の方も参加しやすいような制度としております。

4点目の健康づくりのため、公共施設に血圧計と体重計を設置してはどうかとの質問ですが、公共施設への設置としては、血圧計は役場村民ホール、平林会館、福祉センターに各1台、体重計と体成分分析器は、福祉センターに各1台設置している状況であります。血圧や体重は毎日同じ条件下において、家庭で継続的な測定と記録が重要であると認識しております。特に血圧は時間帯やささいな動きで数値が変わりますので、正しい測り方を知ることも大切な要素となっております。

総合健診時や広報紙等において、家庭での正しい測定の仕方や定期的な記録についての重要性を周知することに重点を置いていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

5点目の小規模自治体ならではの配慮された健康づくりの情報発信と機運を継続するため、対策をどう考えているかのご質問ですが、第3次おおひら健康プラン21の基本理念として、「自ら健康づくりに取り組み、みんなが健康で元気なまちづくり」を掲げており、「一人ひとりの積極的な健康づくり」を重点的な目標の一つとしております。健康づくりの事業や健康に関する情報は、今後ともあらゆる情報発信ツールを活用し、広く周知してまいりたいと考えております。

また、各地区においては、お茶っこ会や趣味活動、運動活動、茶話会などの住民グループが数多く存在しておりますので、住民グループ等の活動時に保健師や管理栄養士な

どの専門職を参加させていただき、健康に関するミニ講話を企画するなど、より多くの住民に健康情報を届けられるような事業を展開してまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） コロナ禍は、この健診、健康というところの事業展開においても非常に大変な時期だったと思いますが、今、報告された状況では、コロナ禍でも落ちなかった、さらに令和6年度の暫定値とは申せ、もう受診率が上がっているということは、感染症対策をがっちり、何ていうんですかね、対策をとって実施したその賜物だと思います。どうしても受診控えとかそういうものが心配されましたけれども、これは非常に誇れる受診率の状況ではないかと思います。

ある調査によると、健診等に無関心層というんですかね、関心がない層というのが結構問題になりますけれども、ある調査では14.5%とかというふうな数字ありましたけれども、この無関心層というものは大衡ではどのぐらいの割と捉えていらっしゃるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 課のほうで、健康福祉課のほうで答えさせたいと思います。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） ご質問のあった無関心者に対する層ですとか率ですとか、そういったものはちょっと課のほうでも捉えておりません。

ただ、実際、未受診者というものはいらっしゃいますので、その方たちに積極的に勧奨を行っているような状況でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） コロナ禍前よりもダブルポイント、10%も上がっているんだというふうな、本当に誇れる状況だと思っております。

次に、2点目です。

働き世代を直撃していると言われるがん。

私もいろいろなところを歩きます。個人的にお話をするところがあると、「赤間さん、実はね、このがんにかかって手術をしたの」とか、「ただいま抗がん剤治療を受けているんだ」と、「今、何回目で、あと3回は通わなきゃいけないんだ」と。

やっぱり国民の2人に1人ががんになる時代というのは現実なんだなというふうな感

じをいたします。そうした中で、大衡村は検診の申込み、それからアフターフォローについても、非常にきめ細かく対応していらっしゃいます。

1月に各種検診の申込みというのが届くんですが、2月末ぐらいが締切りでしょうか。その中で、大衡の検診の状況のデータが載っています。大衡ではこうしたがんが多いんですよというふうな、大衡のデータをこの申込書の欄に同封されているというのは、大衡村民にとっては非常に身近なデータで、自分事として考えられるいい傾向だなと思っています。

こうした自分の村のデータ、例えば宮城県の状況とか全国のでは説得力がありませんので、大衡のこの受診した人のデータ活用というのを、今後もぜひ活用していただいて、ぜひお知らせ願う、その姿勢を貫いていただきたいと思います。

担当課のあれを伺います。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） ありがとうございます。

検診の申込みの際に、前に議員さんのほうからこういったものもいいんじゃないかというようなご提案いただきまして、課のほうでも検討した結果、やはり住民にそういった情報を知らせるのがいいだろうということで、それからすぐ翌年度の申込みから始めたものでございます。

こういった取組、課のほうでも積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 私たちは、今のところ健康ですけれども、実際に検診、精密検査を受けたがんというふうに宣告されたときの心情を考えますと、一人一人お話をすると、「うんと残念なことがある」と、やっぱり不調をどこかで感じていた、あのときになぜというふうな思いがあるそうです。皆さん必ずそのことをおっしゃいます。

ですから、もしちょっとした兆候に、何ていうんですかね、担当課としてこの方はぜひ精密検査を受けてくださいと言ったときのフォローは本当にしっかり行ってほしいなと思います。ぜひこのことを通していただきたいと思いますが、どうですか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 先ほど村長答弁で申したとおり、がん検診で所見があった方に関しては、まず最初は文書での受診の勧奨を行っております。

その後、どうしても文書だけで再検を受けられない方というのがやはり何名かいらっしゃいますので、そういった方には保健師なり管理栄養士が直接お電話もしくは訪問をした上で、受診についての大切さ、再検の大切さというのをきちっと住民とお話した上で、再検なり受診なりにつないでおる状況でございますが、ほぼ数年に1人はどうしても応じない方いらっしゃいますけれども、ここ数年はほとんど100%と言っていいくらい、受診ないし再検のほうにつないでいる状況でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 担当課のやっぱり住民との信頼関係が築かれてきた証だと思っておりますので、その精神はぜひ続けていただきたいと思っております。

次に、健康づくりの新メニュー「健康ポイント」のことについて伺います。

老いも若きも、それから男も女もです。楽しく取り組める新メニューでございます。このとおり、健康ポイントのカードが同封されていましたが、この間の広報配布と同時に。きっかけづくりというふうなこともありましたし、ぜひ励まし合いながらみんなで取り組めるというところでの新メニュー。

実は私事でございますけれど、私も3か月に一遍、黒川病院にお世話になっている一人でございます。黒川病院に1月にまいりましたときに、主治医が「いや、あのね、運動習慣って14の病気の予防につながるんだよ」というお話をなされたんです。「はあ、先生、14の病気って何ですか、教えてください、私アナウンスしますから」と言って、そのときは帰ってきたんです。

3か月後の4月にまた黒川病院に行きましたときに、「赤間さん、あなたの後押しで私、広報くろかわに寄稿したんですよ」と、文書載せたんですよということでの、事務局お願いできますか、この広域くろかわの112号です。載っていますでしょうか。

この先生が、「14の病気って何ですか、それ」と私が書こうとしたら、書ききれないあれなので、「いや、赤間さんの言葉の後押しで載せました」と。ここには、「運動習慣を持つことで対策できる病気は物すごく多いことをご存じですか」とあります。

「13から14もあるんです」「では、どんな運動をすれば、運動の基本は無理なく長期間継続できること、呼吸が乱れないレベルで毎日続けられること、30分程度で運動できると効果がより高い、散歩などがコスト・お金がかからないから手軽です。運動のいいところは副作用などの悪影響が極めて少ないことだ」と。この先生はさらに、「薬は1種類の病気にしか聞きませんよ」、多剤服用の体への影響そういうことも心配しておりま

した。

恐らく黒川病院は、大衡の村民の方もかかっている方が少なくはないと思いますので、「ぜひ先生、患者一人一人に説明するのではなくて、何かの機会であれしたらいいんじゃないですか」と言ったのがこの結果だったんですけども、これはすごく多くのメッセージが含まれていると思います。「健康ポイント」に係るメッセージとも取れます。

あと、薬については、「災害等の心配もあるので、せめて二、三週間の予備があるといい」というふうなことも言っておりました。ですから、こういう情報・知識というふうなもの、ぜひいろんな形でお知らせできればいいなと思います。もちろんこれは黒川郡内の各家庭には配られている広域の広報紙ですから、お目通しなされた方もいらっしゃると思いますが、そういうことです。

だから、運動習慣を持つことということは、途切れなく続けることというふうなのがこの健康ポイント事業の大きな目標かなと思います。途中で挫折すると、ちょっとこれは効き目があれになりますから。

これは特に高齢者だけじゃなくて、今から高齢期を迎える人たちのためにもいいのかなと思って、参考までにこの資料をお出ししました。

一つですね、大衡のこの健康ポイント、既に取り組んでいる自治体も多いんですけども、これにもうちょっと工夫が欲しかったんだと思います。トップに人を引きつける、もうちょっとカラーで、ひら麻呂はカラーなんですけれども、何かですね、もうちょっと一工夫欲しかったなと惜しいんですけども、そういう考えを持ちましたが、何かそういう遊び心で健康ポイントのカード作成、アイデア浮かばなかったでしょうかね。

議長（高橋浩之君） まず、村長。

村長（小川ひろみ君） この健康ポイントですね、最初にこういう事業やったらいいじゃないかというような課内とか私の意見だとか、様々意見を通した中でこういうふうな形になりました。

金ケ崎でも健康ポイント、「健康の幸せポイント」というのが姉妹都市である金ケ崎ではやっておりましたので、職員を研修に派遣に出しました。そのところで、どういような形になっているかちょっと見てくるのも一つ勉強にもなるし、大衡村でどのような形がいいものか、その勉強のためにということで研修のほうをさせたところでございます。

そこにも行きまして、また今回は、このポイントカードにつきましては、松島町の事

業を参考にしているところでございます。赤間議員が今、ひら麻呂はカラーだったけれども、何となく寂しいような、何かちょっとプラスの何かできなかったのかなと思いますけれども、初めての試みとしてこのような形に一応なったということで、そのところは何か足りないところはあったかもしれませんが、ご了承願いたいというか、本当に職員も頑張ったということでお認めしていただき、次の機会にはぜひバージョンアップしたような形で、赤間議員の思いが今日ご質問いただきましたので、そのご意見を含んだような形でぜひやっていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 1年限りではないと思われる事業ですので、ぜひその辺もいろんな方が飛びつくようなというか、関心を持ってやってみようというふうな感じになるような工夫が、次回はぜひ期待をしております。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、健康づくりのために公共施設に血圧計と体重計を設置してはということでございます。

もう既に置かれております。でも、時々メンテナンスをしてもらわないと故障中では非常に残念ですから、そういうことはきちんとやってほしいなと思っております。

血圧もそれから体重も、正しい測り方を知ることが大切な要素だと。したがって、測定の仕方、定期的な記録についての重要性を周知することに重点を置いていきたいと考えているということなのですが、まず、人がより集まる場所にそういった計測器を置くということは、健康づくり、皆さんに頑張ってもらうための環境づくりの一環と捉えていただきたいと思いますよね。測定ポイントですよ。ここでのぼり旗みたいなのがあって、ここがそういうの置かれていますよというふうな目立つように。そうなるというのではないかと思って、この質問をいたしました。どうでしょう。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 血圧計とか体重計がここにあるというようなのぼり旗というお話、目立つような形で皆さんが分かるような形だというようなご質問だと捉えました。

そうですね、それも一つのやり方だと思いますし、今後、そののぼり旗をどのような形で置くことが現実的にいいものなのかも分析をしながら、それが対応できるようになるかならないかも今後十分に協議をして、のぼり旗にしても大きさだとか、あと場所、あと倒れたら今度けがをするんじゃないか、様々な要因を考えながらということになり

ますので、その辺りを十分と協議した上で考えてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 一つの例として挙げました。そういうことを機に皆さんで議論して、健康ポイント事業を実施する村ですから、いろんなところにそういったものが置かれるとなおさら健康ポイント事業にも弾みがつくのではないかと。

まず、そういった血圧計とか体重計があれば、大抵の方は測ってみようというふうになると思うんです。そこに、血圧が高いとか低いとか、体重が多いとか少ないとか、そういった会話が生まれて関心を持ってもらえると、そういう意味での環境整備という意味でお話をしたものでございます。

メタボというのは、生活習慣病の大きな一因になるというふうなことを考えれば、血圧もですけども、体重計もいいのかと考えたものですから、この質問をいたしました、いかがですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） やはり健康づくりには、血圧とか体重だとか様々なもので要因はとても大事なことだと思います。

健康ポイント事業も自らの健康づくりに取り組む村民が増えること、それが効果として表れて、健康増進事業の参加者が増えるということを目的ともしておりますので、その効果を十二分に発揮できるような形でやるための施策として、赤間議員からの健康づくりのメタボ対策として、体重計と血圧計ということのお話だと思います。

まさに先ほども言いましたけれども、やはりそれだけではなく、のぼり旗だけではなくて、それに機運をもっともっと上げるような形の取組が今後どのような形にできるかということも踏まえて、各課また全体、課長会議様々のところで議論をしてまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） そのところにまたワンポイントの情報なり知識も少し掲げられてあれば、なおさら機運も盛り上がっていくんじゃないかと、そんなふうに感じたものですから申し上げました。

あなたの血圧測ってみませんか、体重は増えていませんか、そんな形で、あとちょっとしたミニ情動的なものも付け加えておければ、大衡村を挙げて健康づくりに取り組んでるんだという姿勢を示す一助になるのではないかと思いますので、ぜひ英知を出して

考えていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 村挙げての健康づくりです。こちらもやはり本当英知を挙げてという励ましのお言葉もございましたので、そちらは英知を挙げて考えてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 次に、質問項目の5項目めです。

小規模自治体ならではのメリットを最大限に生かした健康づくりの取組についてです。人口5,400ちょっとですね、今のところ。健康に関する事業のメニューは非常にきめ細かく充実していると私は思います。

まず、総合健診にしましても、さっきも申し上げましたが、1月に健診の申込書が来ます。2月が申込み締切りでも、期限を延長して必ず提出するように無線放送でも呼びかけます。がん検診の申込みについては、特別チラシで受診の勧奨をしています。それから、さっきも申しました令和6年度の健康診断の結果について、コメントを添えてお知らせしています。また、食生活のワンポイントアドバイスも載っています。あわせて、検診の料金、「お金このぐらいかかるんですよ、この検診には」、そういうふうな料金も参考に載せてあります。予防接種や各がん検診についても、その都度、無線放送でお知らせしています。検診によっては、当日受付も可というのもありますよね。こういうところあるんでしょうか。大衡ならではの配慮なのかなと思っております。脳ドックについては、助成金1万円ですよ。せいぜい数千円という助成が多いですよ、検診なんか行ってみても。これだけ充実しているんじゃないかな、子育てだけじゃないと思いますよ、村長、私。やっぱりそういうことで、本当に充実しているなど。

よそは広報誌等でお知らせを見逃したら1年間検診を受けられないなんていう自治体も本当にあるんですから、それを考えると、この規模の大衡のきめ細かな体制なのかなとすごく感じます。

様々なところに、とにかく出るということ、特に高齢者だったら出て歩くというふうなことを推奨しないといけないと思うんですけれども、5月の14日でしたか、総務民生常任委員会ではつらつ塾を見学、体験いたしました。要支援1、2の方でしたか。10名ぐらいの方が集っておいりました、福祉課に。

軽い体操をしたりしまして、あと、4枚の絵合わせのパズルみたいなのもやったりし

て、私たちも中に入って体験させてもらったんですけれども、そこに来るために、まず身支度を整えますね。髪の毛を整えたり、ちょっと服はこれではなあと、まず身支度を整えて外に出ます。外気、いい空気を吸います。豊かな自然の緑も見ます。そして、集まったら会話をして、笑って、悩んで、脳トレみたいなこともやっていたから、非常に生き生きとしていました。

そこで感じたのは、たまたまそうなのか、男性の方の参加がどうなんだろうというふうな感じを受けてきたんですが、対象者に男性の方はいないわけではないんでしょうけれども、その辺の取組についてはどのように感じていらっしゃいますか。伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 本当に赤間議員から大衡の取組、とてもすばらしいというような、脳ドックについては1万円、また様々当日オーケーの検診なんか本当にあるのか、私も乳がん検診に行ったときに、黒川病院の大槻先生という方がなかなか有名な方ですけども、行ったときに「大衡ってすごいね、何回も何回も受けないと通知を出してくれる、そういうような自治体どこにもないですよ」ということを言われた経験がございます。そのときに本当私もこの立場じゃなく議員という立場でございましたけれども、そのときに本当に早速、保健福祉課のほうに行って「本当にこうやって褒められてきたよ」と急いで行った覚えがありました。

本当にそういうことについては、大衡は本当に小さい自治体だからできること、一人一人の顔が見えること、それが本当にいろんなつながりを持つことによって、みんなの見える顔であって、いろんな支援ができていくんじゃないかなと思ってるところでございます。

また、はつらつ塾の見学もしていただき、本当にありがとうございました。そんな中で、思いの中で男性の参加が少なかったというご意見でございますけれども、男性の方々、ここにたくさんいる中で、私がどうこう言うあれもないんですけれども、なかなか何ていうんでしょうね、いろんなところに入っていくということ、様々な集団に飛び込むということがまず苦手なところがある人もいらっしゃるんじゃないかなと感じてるところでございます。やはり仕事仕事とずっと来ていますから、そこしか見えなかったりするところがあって、いざ少し年を取ってほっとしたときに、家にいて何もしなくて、新聞も隅から隅まで読んで、あとご飯朝食べて、新聞見て、お昼食べてと、本当に何をやっていいか分からないというようなことがあると思いますので、私は現役時代か

ら男性の方もやはりランチをしたり、何か趣味を持ったりとか、そういうことの推奨と  
いうか、そういうことがこれからもっともっと必要になっていくのではないかなと思  
います。

けれども、今の時代、やはり男性も育児も一緒にする時代になっていますから、これ  
からの男性はまた今度は違うと思いますので、今、いろんなことをやはり男性の方々が  
いろんなところに足を運んでいただけるような取組を、今後考えてまいりたいと思っ  
て  
ございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 実際に事業を展開している担当課長のコメントも伺いたいと思っ  
てお  
ります。男性の参加の策。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 赤間議員ご質問のとおり、やはり様々な事業におきまして男性  
のほうのいわゆる参加率というのは比較的少ない状況でございます。

ただ、他の事業、例えば脳トレ学習教室ですとか、あとはサロンですとか、そういっ  
たものには男性の参加者もいらっしゃいますので、介護予防の関係になるんですけど  
も、そういった教室ですとかサロンのほうですが、包括支援センターが中心になってや  
っていただいておりますが、気になる高齢者いましたら、男性女性関係なくお声がけは  
している状況でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 確かに支え合い総会とか、通いの場とか、ボランティア団体の状況  
を見ますと、ひと頃とは違って男性の方が増えてきているのは感じます。

だから、その輪を広げるような策がこれからは必要なのかなと感じます。

なんていうんですかね、事例発表とかそういうのもやって、強力に誘いをかけている  
とか、何かそういう話も聞きますから、ボランティアの方とか、ささえあい隊のグルー  
プの方々とか、そういう方々がかなり強力に引き出そうとしている姿勢は見て取れます。  
増えてますからね、参加者も男性の方。やっぱり女性だけじゃなくて、男性の方も同じ  
ように参加できるようなプログラムメニューなりなんなりも、ぜひこれからはさらに強  
化していく必要があるのかなと感じましたので、今の質問をしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 様々な予防教室であったり、サロンであったり、そういった事

業の内容ですね、女性だからできる作業であるとか、男性だからできる作業であるとか、そういった性の区別がないような誰でもできるような、そういった内容で考えていきたいとは思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 比較的スポーツ的なものについては男性の方の参加もあるようですけども、例えば趣味ですね、囲碁とかいろんなのがあると思います。やっぱり得意なもの必ず持っているはずですから、その辺を引き出す努力をなさってくださいるとまた違ってくるのかなと思いますので、よろしくその辺のプログラム作成なり情報収集なり、その人の特技の得意技なりの、何ていうんですかね、いろんな形で収集できればまた広がってくるのではないかという気がしますが、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） ご提案ありましたけれども、どうしても教室ですとかサロンですとか、多数の方が参加されますので、ある意味特化した内容というのはなかなか事業としてやるのがちょっと困難であるというような状況でございます。

ただ、今、ご提案あって、私個人的に考えたのが、例えば高齢者男性の方が得意なこと、その方が講師役となって皆さんに教えていただくとか、そういったことも一つ事業として成り立つのかなというふうな、今ちょっと赤間議員の質問を受けて、今、頭に浮かんだところがございますので、そういったことも可能かどうか、教室を運営している包括支援センターと協議してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 何回も申し上げましたように、健康づくり、健康に関してはもう日本一の旗を上げてあれなぐらいのきめ細かい配慮が行き届いた健康施策だと思いますので、さらに一步、一步さらに踏み込んだ形での事業展開をぜひ期待したいと思っております。

年を重ねると、視力は落ちるわ、耳も聞こえなくなるわ、つまずくわ、もう大変な状況が、記憶力も落ちてきますし、歩く速度、特別病気があるわけじゃないんですけども、そういうふうになってしまいます。個人差はありますけれども、ある意味、みんな身体不自由者になります。本当に大変なことです。

健康プラン21は、団塊の世代のジュニアが高齢者になるあたりまでの計画になると思うんです、この計画期間から言いますと。ですから、今の50代ぐらいの人が高齢者にな

ったときに、本当に健康で生き生きと高齢期に移行できるような取組というのを目指しているのがこのプランなんだと思うんですね。

ですから、若いうちからとにかく心がけてほしいなと思いますし、老婆心ながら、若いから大丈夫じゃなくて、若いうちからやっぱり心がけて、一生涯健康で生き生きと、機嫌よく穏やかに過ごす人生を送りたいものだと思います。これは本当にみんなの願いだと思うんですね。この環境が整った、何ていうんですかね、育っていれば、この大衡で暮らすと、この大衡で生涯を終えるんだという覚悟ができると思います。そして、住民としての満足度も上がるのではないかな。そしたら、転出する人も抑えられるのではないかなというふうに思います。

健康づくり、満足度の高い村、村長ね、これいいと思いません。として、定着させてほしいと思います。

ひいては、いわゆる健康の人が増えれば、大衡の国保会計の療養給付費の削減につながるという大きな目標があるわけですよ。その辺も、それこそ村の財政的なものにも十分関係してくることですから、そういう大きな目標に向かって邁進してほしいなと思います。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 本当に貴重なご意見をいただきました。

やはり村民一人一人、みんな一人一人の意識づけといいますか、それが本当に大事だと思います。幾らこちらで言っても意識が変わらなければなりませんので、そして若い頃から何か集中する趣味を持つとか、そういうような意識づけ、そういうことも年齢や生活スタイルとか健康状態にも関係なく、そういうこともやはり推進していくような形、それもとてども大事だと思っていますし、一人一人がまた健康づくりへの関心を持っていくこと、そして運動することへの関心というか、運動することによっていいことがあるんだということの発信ですね、こちらの行政側としての発信もやっていきながら、健康満足度第一の大衡村ということで、これからもいろいろと邁進してまいりたいと思っております。

ご協力またいろいろとしていただきたいと思いますので、その節はどうぞよろしくお願ひしたいと思います。（「終わります」の声あり）

議長（高橋浩之君） 以上で赤間しづ江さんの一般質問を終わります。

本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

午後4時20分 散 会